

私法規律の構造4

-改正契約債権法の基本的規律構造（10）-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学法律研究所 公開日: 2021-09-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 伊藤, 進 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/21936

【論 説】

私法規律の構造4

—— 改正契約債権法の基本的規律構造(10) ——

伊 藤 進

目 次

はじめに

第一 「契約自由の原則」ルールと「契約の内容」及び「契約その他の債権の発生原因及び取引上の社会通念」ルールの関係

I 改正契約債権法の契約規律の基本原則ルール

II 中間試案における契約の解釈準則としての「契約の趣旨」ルール

III 中間試案における「契約の趣旨」ルールの多用と改正民法での「契約の内容」ルール及び「取引上の社会通念」ルールへの置き換え (以上、89巻4・5号、89巻6号、90巻1号、90巻2・3号)

IV 改正契約債権法規律における「取引上の社会通念」ルール及び「契約の内容」ルールの規律構造上の位置づけ (以上90巻6号)

第二 改正契約債権法における債権債務次元の規律構造

一 債権債務次元規律への「契約その他の債権発生原因及び取引上の社会通念」ルール導入の意義

二 債権総則次元規律の契約規律化 (以上、91巻2・3合併号)

第三 改正契約債権法における多角当事者規律

一 序

二 代理規律と多角 (以上、92巻2・3合併号)

三 保証規律と多角 (以上、92巻6号)

四 多数当事者の債権及び債務規律と多角 (以上、93巻6号)

五 債権・債務及び契約上の地位の移転規律と多角

1 序

2 債権移転の規律

第三 改正契約債権法における多角当事者規律

五 債権・債務及び契約上の地位の移転規律と多角

1 序

改正民法では、債権・債務及び契約上の地位の移転規律について大幅な改正ないし新設規律が行なわれている。債権譲渡規律では、将来債権の譲渡規律（改正民法 466 条の 6）や譲渡制限に係わる規律（改正民法 466 条 2 項～466 条の 5）が改正または新設される一方で、指図債権・記名式所持人払債権・無記名債権、いわゆる証券債権の譲渡規律が第四節債権の譲渡から削除されて第七節有価証券規律（改正民法 520 条の 2～改正民法 520 条の 20 条）として新設規律された。また、改正前民法では規律していなかったが判例、学説では認められていた「債務の引受け」規律が第五節として新設（改正民法 470 条～472 条の 4）された。さらには、改正前民法では有力学説では認められていた「契約上の地位の移転」も第二章契約第一節総則第三款に新設（改正民法 539 条の 2）規律された。なお、債権者や債務者が代るといふ点では共通する規律としての更改規律については修正規律されている。このような改正状況からいえることは、改正契約債権法規律に限ってみると、債権契約を原因として発生した契約債権・契約債務及び契約上の地位を対象とする取引に対応するための規律が顕著に重要視されたものと評することができる。樁も、このような改正状況について「現代取引法の大きな変動の一端を垣間見た思いである」と評されている⁽¹⁾。

そこで、今回の債権・債務及び契約上の地位の移転規律についての大幅な改正、新設が、契約債権法の規律構造として、現代取引社会における債権契約を原因として発生した契約債権・契約債務及び契約上の地位を対象とする取引に対応するための規律として適切であったかどうかが問題になる。契約債権・契約債務及び契約上の地位の移転規律では、改正前民法時においては、動産や不動産の処分行為に類似する準処分行為と解され、余り検討が行なわれることなく処分行為理論に依拠してきた感がある。しかし、その処分の対象が動産・不動産とは異なる性質をもっている。つまり、債権契約を原因として発生した契約債権・契約債務及び契約上の地位は、債権契約の当事者である A 及び B に帰属するという状態にある。このことか

ら、債権「譲渡」・債務「引受け」・債権者・債務者の「交替」或いは契約上の地位の「移転」によってA或いはBからCに移転させるに当って、他方のB或いはAの存在を考慮して規律する必要があるのではないかと思われる。また、フランス債務法改正オールドナンス（2016年2月10日のオールドナンス第131号）による民法典の改正では第四章債務に関する一般的制度第二節債権債務の対象とする取引として、債権の譲渡・負債の譲渡・更改・指図を規律し、契約の譲渡は第一章契約のなかで規律されている⁽²⁾。椿は、新フランス民法の、このような組み立てかたは「『契約債権法』の“現代化へ向けての何歩かの前進”を行なった」と評されている⁽³⁾。この組み立ては、規律構造としては、債権「譲渡」・債務「引受け」・債権者・債務者の「交替」或いは契約上の地位の「移転」として規律されているのを債権・債務（更改を含む）及び契約上の地位を取引の対象として規律するものと解される。そして、中原は、このような規律を「移転的取引」或いは「移転的取引操作」として論述している⁽⁴⁾。そこで、「市場がグローバル化し、市場の形が国際的に共通化していく中で、最もベーシックな法的インフラである債権法が世界の共通法としての姿をめざしていくというのはごく自然な流れ」⁽⁵⁾であるとして行なわれた契約債権法の改正における債権「譲渡」・債務「引受け」・債権者・債務者の「交替」或いは契約上の地位の「移転」規律が、このような「移転取引」規律に対応するものであると評することができるかどうかである。さらには、契約債権・契約債務及び契約上の地位の移転規律では、その移転の対象となる契約債権・契約債務及び契約上の地位は、債権契約を原因として発生したもので、主体論としてはA・Bを当事者とする契約の効果として発生した契約債権・契約債務及び契約上の地位もA・B間に帰属している状態にあるものである。このことを前提として、AないしBがCと債権「譲渡」・債務「引受け」・債権者・債務者の「交替」或いは契約上の地位の「移転」を行なうことによって、直ちに契約債権・契約債務及び契約上の地位の帰属主体がAないしBからCと入れ代わり、A・B間帰属がA・C間帰属ないしB・C間帰属と変容するという特質をもつ点が注目される。このことを、椿は「契約とその主体との関係変化」とであると指摘する⁽⁶⁾。このような契約当事者と契約債権・契約債務及び契約上の地位の帰属主体との関係変化に注目してみると、契約債権・契約債務及び契約上の地位の移転契約はAないしBとCの二当事者間で行なわれるが、債権契約の当事者の一方であり、その債権契約を原因と

して発生した契約債権・契約債務及び契約上の地位の一方である B ないし A が関与する「三者関与取引」⁽⁷⁾として規律することも要請される。それに加えて、改正民法では「契約その他の債権発生原因及び取引上の社会通念に照らして」ルールが導入されたことから、契約債権・契約債務及び契約上の地位の発生原因である債権契約の当事者 (A ないし B) の規律上の位置づけも問題となる。なお契約債権・契約債務及び契約上の地位の移転契約の性質についてみると、改正前民法時において動産・不動産の処分行為に準ずる準処分行為として理解していたのと同様の性質をもつ一方で、債権・債務の発生原因としての債権契約とは異なる性質をもつものといえる。そこで「移転取引」規律において、これを契約として規律するに当たり、物権契約と同視して規律構成するのかどうか問題となる⁽⁸⁾。それとも、物権契約や債権契約とは異なる性質の契約として規律するのかどうかの検討も要請されることになる。ところで、一方では、債権「譲渡」・債務「引受け」・債権者・債務者の「交替」或いは契約上の地位の「移転」の規律に当って、このように「移転取引」として積極的に規律するのが、実務的にみて妥当かとの疑問もある。とくに債権や債務の移転についてみると、会社の合併や債権回収機構などの存在にみられるように債権・債務の直接的移転取引として捉えられる場合も少なくないが、最も広く行なわれていたのは債権・債務の担保的取引ではなかったかと思われる。このような実務上の取引状況からみて、「『直接』移転取引」として規律構成するのが妥当といえるかどうか問題が残る。本稿では、債権・債務及び契約上の地位の移転規律についての規律構造上の以上のような課題に注目し、その改正の経緯を中心として、債権・債務及び契約上の地位の移転規律について概観することにする。

注

- (1) 椿寿夫「契約債権関係と主体の移転・変更(1)」法律論叢 90 卷 6 号 105 頁、106 頁。
- (2) 荻野奈緒・馬場圭太・斎藤由紀・山城一真訳「フランス債務法改正オールドナンス (2016 年 2 月 10 日のオールドナンス第 131 号) による民法典の改正」同志社法学 69 卷 1 号 279 頁以下参照。
- (3) 椿・前掲 (法律論叢) 109 頁。
- (4) 中原太郎「日仏債権法の現在—移転的取引操作」論究ジュリスト 22 号 208 頁。
- (5) 内田貴・債権法の新時代 (商事法務、2009 年) 32 頁。
- (6) 椿・前掲 (法律論叢) 105 頁。
- (7) 椿寿夫「“三者 (多者) 関与取引” とその法概念化 (下)」書齋の窓 669 号 25 頁。
- (8) 椿は、2020 年 6 月 25 日、椿塾民法研究会の報告で、「物権・債権の峻別は止揚されることになる」との見解を指摘されている。

2 債権移転の規律

(1) 債権移転の要件規律

債権の移転性規律 改正民法466条1項は、債権の譲渡性について、改正前民法466条1項を維持している。これは、「債権の性質が許さないとき」以外の「債権」については、債権者Aと債務者Bの人的連鎖よりも、その財産性を重視して、原則として移転性を認めるとする規律構造によっている。

(i) 債権の移転性規律の改正経緯 ①部会資料55では「第3、1(1)債権は、譲り渡すことができるものとする。ただし、その性質がこれを許さないときは、この限りでないものとする。」と規律提案している。部会資料55の概要では「本文(1)は、民法466条1項を維持するものである。」と説明するのみである。この規律提案は、②部会資料58第18、1(1)、③中間試案第18、1(1)、④部会資料74A第1、1(1)でも維持されている。そして、債権の移転性規律に関しては、その後、この規律提案と異なる提案は行われていない。このことからすると、債権の移転性規律に関しては、改正経緯当初から、改正前民法466条1項の規律について、これを改正する意図はなかったものと推察される。

(ii) 債権の移転性規律の改正経緯における規律構造 このような債権の移転性規律の改正経緯をみると、「債権の譲渡性の承認」規律構成で一貫していたといえる。将来債権譲渡の規律についても、同様に「現に発生していない」債権の譲渡性承認規律構成によっている。このような規律構造は、第三編第一章総則の債権の目的、効力、消滅などの規律と同様に、「債権」自体の特性についての規律にとどまる。その原因は、改正前民法典の編成を維持していることから、債権の移転性規律も第三編債権第一章総則に入れ込まなければならなかった結果といえる。しかし、今回の民法改正はグローバル化した現代取引を規律する契約債権法のモデルの1つを発進する⁽¹⁾との意図もあったものとする、改正に当っては時間的にも急ぐ必要があったとは思えないことから、民法典の編成自体をクローズアップして現代取引を規律するのに適合した編成に改正すべきであったと思われる。少なくとも第三編債権第一章総則の緒規律の規律構成を再考し、例えば「債権の譲渡」については「債権」自体の特性規律構成に入れ込むのではなく「債権を目的とする取引」規律構成に改正する規律提案があってもよかったのではないと思われる。また、改正民法においても、改正前民法と同様に、「債権」の譲渡規律は動産・不動

産の移転「譲渡」規律と同様の移転「譲渡」規律によるとの考え方に依拠しているものと解してよいのかどうか問題である。特に、動産・不動産の移転「譲渡」の要件は、動産・不動産の所有者などの処分権を有する譲渡人と譲受人との譲渡契約によると規律している（改正民法 167 条）。これと同様に、債権者 A と譲受人 C との譲渡契約のみによるものとして、債務者 B の存在を考慮することなく、債権移転の要件を規律してよいのかどうか問題である。債務者 B が、移転の目的である債権の価値を担保する者であることからすると考慮することなく要件規律することは適切ではないものと思われる。たとえ、債権譲渡規律の殆どの規律が、債務者 B と譲受人 C との関係規律であり、債務者 B の存在を考慮した規律であるとはいえ、これらの規律は、A・C により債権譲渡の効果が生じるとした後における B・C 間の利害調整規律であるにすぎないことからすると、要件規律とは異なる次元の規律といえるからである。もっとも、債権移転規律を、単に「債権」自体の特性規律として規律構成する限りにおいては、債務者 B の存在を考慮した規律は、債権の譲渡性を肯認する規律によって生ずる利害調整規律と構成するほかないのかも知れない。しかし、改正民法では「債権」自体の特性についての債権の目的、債権の効力などの規律に「契約その他の債権の発生原因及び取引上の社会通念に照らして」ルールが導入されていることから、債権の移転規律においても「取引」規律構成に組み換えて解釈適用することが許容される。このようなことからすると、改正民法における債権移転規律は、形式的な「債権の譲渡性」規律構成に囚われることなく、「債権」を目的とした取引規律と構成して、解釈適用していくことが適正と思われる。このような立場からすると、債権移転規律では A・C は債権移転契約の当事者であるが、B も債権移転取引の関与当事者であるとの多角取引関係にあることを構想して規律構成するのが適正規律ではないかと思われる。

注

(1) 内田貴・債権法の新時代（商事法務・2009 年）32 頁、33 頁。

(2) 「譲渡制限の意思表示」付き債権移転の規律

改正民法は「譲渡制限の意思表示」付き債権の移転について、改正前民法 466 条 2 項を改め、詳細な規律を新設している。「譲渡制限の意思表示」付き債権移転

の規律では、債権者A・債務者B間での甲債権についての譲渡制限意思表示が物権的効力を持つものであるとの立場からすると、甲債権自体の移転を制約することになり債権者A・譲受人C間の譲渡契約が無効と解するか、有効と解してもCに移転した甲債権自体が制約されていることからCはBに甲債権の履行の請求ができないことになる。そこで、後述のように改正経緯をみると、このような譲渡制限の意思表示を物権的効力と解することを止揚しているようである。改正民法466条2項～4項、466条の2～466条の4でも譲渡制限の意思表示の効力を修正する規律を新設しているのは、譲渡制限意思表示の物権的効力説の立場に立つものではないことを前提とするものといえる。

（イ）「譲渡制限の意思表示」付き債権の移転性規律

改正民法466条2項で、「当事者が譲渡制限の意思表示」をしていても「債権の譲渡は、その効力を妨げられない」として、「譲渡制限の意思表示」付き債権の移転性を規律している。改正前民法466条2項では、譲渡禁止特約付き債権は「譲り渡す」ことができないが、善意の第三者には対抗できないとしていたのとは異なる規律構造といえる。すなわち、改正前民法466条2項は債権者（譲渡人）Aと債務者B間の甲債権についての譲渡禁止特約は譲受人及び転得者など第三者Cに対抗できるとの規律構成によっていた。改正民法466条2項ではA・Bによる「譲渡制限の意思表示」は譲受人及び転得者など第三者Cには対抗できないとの規律構成に変更規律したものである。そして、このことを前提として、改正民法466条3項では譲渡制限の意思表示について「知り又は重大な過失によって知らなかった」譲受人及び転得者など第三者Cに対しては、債務者Bは履行を拒み、かつ、譲渡人Aに対する弁済その他の債務を消滅させる事由をもって対抗できるとし、改正民法466条4項では、前項の規定は、譲受人及び転得者など第三者Cは債務者Bが履行をしない場合には相当の期間を定めて譲渡人Aに履行の催告をし、その期間内に履行のないときは債務者Bには改正民法466条3項は適用しない、と新設規律している。

（i）「譲渡制限の意思表示」付き債権の移転性規律の改正経緯 ①部会資料37では、「譲渡制限の意思表示」付き債権の移転規律の改正に当たっての検討提案をしている。部会資料37での譲渡禁止特約の第三者への対抗の枠組みについては「第1(1)【甲案】民法466条2項に代えて、譲渡禁止特約は専ら譲渡人と債務者との間

で効力を有するにとどまり、第三者に対抗することができない旨の規定を設けるものとする。【乙案】譲渡禁止特約は原則として悪意〔又は重過失〕（後記(2)ア参照）の第三者に対抗することができるものとするが、一定の種類の債権については、譲渡禁止特約を譲受人に対抗することができない旨の規定を設けるものとする。譲渡禁止特約を第三者に対抗することができない債権の種類としては、例えば、金銭債権とするという考え方の当否を検討する。【丙案】譲渡禁止特約は、債権の種類にかかわらず、悪意〔又は重過失〕の第三者に対して対抗することができる旨の規定を設けるものとする。」との検討提案をしている。その補足説明⁽¹⁾では、まず「債権は自由に譲渡できるのが原則であるとしながらも、譲渡禁止特約に」「改正前民法 466 条 2 項のような強い効力が認められたことについては、その立法時から批判があった」として改正前民法 466 条 2 項の改正規律の必要性を指摘している。そして、「近時では、売掛債権を担保とする方法を始めとする債権譲渡による資金調達、特に中小企業にとって重要となっており、これまでの不動産担保や保証による資金調達に代わり得るものとして積極的に活用しようとする動きがあるが、このような立場からは、譲渡禁止特約が債権譲渡による資金調達の支障となっているという問題が指摘されている。」特に、「譲渡禁止特約が物権的効力を有するとの理解を前提とするときは最終的に債務者の承諾が得られなければ」譲渡することができなくなり、また「譲渡禁止特約は力関係において優位にある債務者によって定型的に用いられていることが多く、債務者に承諾を求めても承諾が得られないことがあり、債務者に承諾を求めると信用状態に懸念がもたれる。」「このようなことからすると譲渡禁止特約は、特に中小企業による資金調達の可能性が制限されるという問題が指摘されているとして、譲渡禁止特約のリスクを指摘し、資金調達の可能性を阻害しないように検討する必要がある」としている⁽²⁾、「そこで、部会でも、相対的効力案を採用することの当否について審議が行なわれたが、相対的効力案を採っても債務者が第三者に対して譲渡禁止特約を対抗できるという枠組みを維持する限り、譲渡禁止特約付き債権を譲渡する取引が行なわれるとは思われないとの意見等もあり、「譲渡禁止特約の第三者への対抗の可否を論点として採り上げることにした。」として⁽³⁾、譲渡制限の意思表示についての問題点を指摘している。そして、検討提案のような構成を採用した理由について「例えば、最高裁判例⁽⁴⁾は譲渡禁止特約の効力が『物権的効力』であるという前提から演繹的

に譲渡禁止特約をめぐる個別の問題についての結論を導いてきたわけではないと解される。そうであれば、このような判例の議論の枠組みを踏まえたほうが、個別の問題について妥当な結論を導くことが可能であるという指摘を踏まえたものである。」⁽⁵⁾として、譲渡制限の意思表示の物権的効力説によらない立場での改正規律の可能性を示唆している。その一方で、「譲渡禁止特約には①譲渡に伴う事務手続の煩雑化の回避、②過誤払の危険の回避及び③相殺の期待の確保といった債務者の利益があり、このような利益を保護することも検討する」必要性も指摘している⁽⁶⁾。そこで、甲案及び乙案では「債権譲渡による資金調達を阻害しないようにするのに必要な限度で、譲渡禁止特約を第三者に対抗することができないとする方向で見直すことを提案している。」このうち、甲案は、「譲渡禁止特約は当事者間で効力を有するにとどまり、第三者に対して一切対抗することができないものとすることを提案するものである」。乙案は、「資金調達のために譲渡されることが想定される一定の種類の債権についてのみ、譲渡禁止特約を第三者に対抗することができないことを提案するものである。乙案を採用場合には、譲渡禁止特約を第三者に対抗することができない債権の具体的な類型が問題となる。第25回会議においては、金銭債権一般について、譲渡禁止特約を第三者に対抗できないとすることが考えられるとの意見があった」。また、乙案に関連して、「債権の発生原因となる取引の類型に着目した区分をもって譲渡禁止特約の効力についての例外を規定すべきであるとの意見がある。もっとも、このような方向での意見としては、国際取引における債権譲渡に関する条約9条を参考にすべきであるとの指摘はあるものの、具体的な立法提案は示されておらず、例外とすべき債権の発生原因を網羅的に民法に列挙することは容易でないとされる。」このほか、特に預金債権について、「例外的に譲渡禁止特約を第三者に対抗できるとすべきであるという意見がある。このような問題意識については特に異論はないと思われるものの、仮に規定を設けるとした場合のその置き場所が民法であるかどうかは、問題となり得る。」としている。そして、「甲案又は乙案の考え方を採用する場合には、これまで譲渡禁止特約によって保護されてきたと言われる債務者の利益について、別途保護する規定を設けることの要否を検討することが必要となる。」との指摘に対して、「以上のように、譲渡禁止特約の効力を制限しても、特約によって債務者が現在享受している利益を保護することは可能であるとの意見もあるので、これらの意見も踏まえつ

つ、検討する必要がある。」としている。「なお、甲案及び乙案の考え方に対しては、譲渡禁止特約を第三者に対抗することができないとしても、当事者間で譲渡禁止特約の効力が認められるのであれば、譲渡禁止特約付債権の譲渡は契約違反となるため、当該債権を譲渡の対象としないのが通常であり、資金調達促進にはつながらないとの指摘があり、この立場から、譲渡禁止特約を当事者間でも無効とすることを求める意見がある」としている。⁽⁷⁾ このような、譲渡禁止特約の当事者間での効力規律の明確化の指摘は注目される。さらには、「この立法提案については、実際に譲渡禁止特約の合意をした段階で譲受人がそれに関与していたような場合には、譲渡禁止特約の効力を当該譲受人に対抗することができるとの説明がされている。」⁽⁸⁾ としている。「以上に対して、丙案は、債権の種類にかかわらず、悪意『又は重過失』の第三者に対して譲渡禁止特約を対抗することができるものとする現行法の基本的な枠組みを維持する考え方である。」⁽⁹⁾ としている。部会資料 37 における譲渡禁止特約の第三者への対抗の枠組みの検討提案についてのこのような補足説明によると、譲渡禁止特約は債権移転による資金調達の支障となるものであるから、一方では譲渡禁止特約付き債権の移転を容易にするとともに、他方では譲渡禁止特約による債務者の利益の保護をも考慮した譲渡禁止特約付き債権の移転性の規律に改正する必要があるとの改正意思に基づいているといえる。その改正意思は正鵠を射たものである。そこで、部会資料 37 の提案は、譲渡禁止特約は「物権的効力」か「相対的効力」かの問題としてではなく、「譲渡禁止特約の第三者への対抗の可否」を個別具体的に判断して規律するというを前提にした検討提案といえる。しかし、その規律構造は改正前民法の「譲渡禁止特約の第三者への対抗」構成を維持している。これは、特約の第三者に対する対抗構成の援用といえる。このような理論の援用では債権者 A・債務者 B による譲渡禁止特約の効力を譲受人その他の第三者 C に対抗できるかどうかの規律問題に留まることになる。とくに、譲渡禁止特約付き債権による資金の調達を図るために、C との関係において、B の譲渡禁止特約による利益を保護しながら譲渡禁止特約付き債権移転の C への有効性の規律を導きだすことができるか疑問である。

部会資料 37 での譲渡禁止特約の第三者への対抗を認める場合の譲受人の認識に関する要件については「第 1(2)ア【甲案】譲渡禁止特約の存在について悪意又は重過失の譲受人に対して、譲渡禁止特約を対抗することができる旨の規定を設ける

ものとする。【乙案】譲渡禁止特約の存在について悪意の譲受人に対して、譲渡禁止特約を対抗することができる旨の規定を設けるものとする。」との検討提案をしている。その補足説明⁽¹⁰⁾では、「民法466条2項は、譲渡禁止特約の効力を『善意の第三者』に対抗することができないとしているが、判例⁽¹¹⁾は、重大な過失は悪意と同様に取り扱うべきものであるとして、譲渡禁止特約の存在について、譲受人が善意であっても重過失がある場合には、譲渡禁止特約の効力を否定することができないとしており、この判例の結論は学説でもおおむね支持されている。甲案は、このような判例法理を明文化することを提案するものである。」「これに対して、近時の判例⁽¹²⁾には、譲受人が善意であっても重過失があれば譲渡禁止特約を対抗されることの意味を敷衍して、譲受人に譲渡禁止特約の有無に関する調査義務を課するような判示をするものが現れており、債権譲渡による資金調達の促進の観点から問題が生じているとの指摘がある。このような問題意識を踏まえて、譲受人が善意であれば、重過失がある場合であっても、譲渡禁止特約を対抗されないとすべきであるとする意見が有力に主張されている。乙案は、このような考え方を踏まえて、譲受人が善意である場合には、重過失があるときであっても、債務者は譲渡禁止特約を対抗することができないとすることを提案するものである。」「なお、甲案と乙案のいずれを採用するかについては、譲受人の利益と債務者の利益の調和の観点から決せられるべき問題であるとの指摘があるところであり、この問題を単独で検討するのではなく、譲渡禁止特約に関する制度全体のバランスに留意しつつ検討する必要があると考えられる。」と説明している。譲受人の主観に関する要件についての、このような補足説明によると、改正前民法は「善意の第三者」には対抗できないとしていた。これによると反対解釈としては、「悪意の第三者」のみには対抗できることになる。しかし、判例は、重過失善意は悪意と同視していることから、譲渡禁止特約は「悪意」に加えて「重過失善意の第三者」にも対抗できるものとして改正し、さらには調査義務を明文化し重過失の判断の要件とすることを提案するものである。その検討視点は妥当といえる。

部会資料37での③譲渡禁止特約の第三者への対抗を認める場合の譲渡禁止特約の効力については「第1(3)ア【甲案】譲渡禁止特約の効力を悪意〔又は重過失〕の譲受人に対抗できる場合にも、譲渡禁止特約に違反する債権譲渡は有効である旨の規定を設けるものとする。【乙案】譲渡禁止特約を悪意〔又は重過失〕の譲受人

に対して対抗することができる場合には、譲渡禁止特約に違反する債権譲渡は無効である旨の規定を設けるものとする。【丙案】 規定を設けないものとする。イ前記アで、相対的効力案を前提として、甲案を採用する場合には、さらに、以下の①から③までの規定を設けるという考え方。①譲受人が譲渡禁止特約の存在について悪意〔又は重過失〕であっても、譲渡人〔又は譲受人〕が、債務者に対して譲渡人への履行を催告したにもかかわらず、相当期間内に債務者が履行しないとき（ただし、債務不履行による責任を負わないときを除く。）には、債務者は譲受人に譲渡禁止特約を対抗することができないものとする。②・③省略」との検討提案をしている。その補足説明⁽¹³⁾によると「譲渡禁止特約の効力については、これまで二つの考え方が提示されている。一つは、譲渡禁止特約は相対的な効力を有するにとどまり、譲渡禁止特約違反の債権譲渡は有効であるが、債務者は、悪意〔又は重過失〕の第三者に対して、譲渡禁止特約の抗弁を主張することができるという考え方（以下「相対的効力案」という。）であり、もう一つは、譲渡禁止特約は絶対的な効力を有するので、譲渡禁止特約違反の債権譲渡は無効であるという考え方（以下「絶対的効力案」という。）である。相対的効力案は、譲渡禁止特約違反の債権譲渡を有効と考える点で、従来の債権的効力説と共通するものであり、他方、絶対的効力案は、譲渡禁止特約違反の債権譲渡を無効と考える点で、従来の物権的効力説と共通するものである。」と説明している。このような譲渡禁止特約に違反する譲渡の効力の検討提案は、改正前民法時における譲渡禁止特約の第三者に対する対抗構成を前提とするものである。その後の改正経緯では、絶対的効力か相対的効力かの問題からのアプローチを止揚して譲渡禁止特約に違反する譲渡を有効とする考え方で改正規律されている。改正前民法時の譲渡禁止特約に違反する譲渡の効力問題についてのアプローチを止揚しての改正思考は妥当といえる。ただ、その規律構成として形式的には対抗構成によるものようであり、その改正思考と適合するものであるのか問題が残る。

②部会資料 55 では「第 3、1(2) 当事者が上記(1)に反する内容の特約（以下「譲渡制限特約」という。）をした場合であっても、債権の譲渡は、下記(3)の限度での制限があるほか、その効力を妨げられないものとする。(3) 譲渡制限特約のある債権が譲渡された場合において、譲受人に悪意又は重大な過失があるときは、債務者は、当該特約をもって譲受人に対抗することができるものとする。この場合におい

て、当該特約は、次に掲げる効力を有するものとする。ア 債務者は、譲受人が権利行使要件を備えた後であっても、譲受人に対して、当該債権の履行を拒むことができること。イ 債務者は、譲受人が権利行使要件を備えた後であっても、譲渡人に対して弁済その他の当該債権を消滅させる行為をすることができ、かつ、その事由をもって譲受人に対抗することができること。」「また、部会資料55第3、1(4)上記(3)に該当する場合であっても、次に掲げる事由が生じたときは、債務者は、譲渡制限特約をもって譲受人に対抗することができないものとする。ア（債権譲渡と承認）。イ 債務者が債務の履行について遅滞の責任を負う場合において、譲受人が債務者に対し、相当の期間を定めて譲渡人に履行すべき旨の催告をし、その期間内に履行がないこと。ウ（譲渡人の破産）。エ（譲渡人の債権者の債権の差押え）。(5)譲渡制限特約のなる債権が差し押さえられたときは、債務者は、当該特約をもって差押債権者に対抗できないものとする。」と改正提言している。その概要⁽¹⁴⁾では「本文(2)は、当事者間で債権譲渡を禁止する等の特約がある場合であっても、原則としてその効力は妨げられない旨を定めるものである。」「近時の判例⁽¹⁵⁾の下で、譲渡禁止特約に関する法律関係が不透明であるとの指摘があることを踏まえ、取引の安定性を高める観点から、譲渡禁止特約は債務者の利益を保護するためのものであるという考え方を貫徹して法律関係を整理することによって、ルールの明確化を図るものである。」としている。そして、備考⁽¹⁶⁾では「『譲渡禁止特約』の効力の改正の必要性」として、本文の提案により規律を整理することによって、債務者は、譲渡人又は最初に現れた対抗要件を備えた譲受人（若しくはその承継人）のいずれかに債務を履行すればよく、他方、譲渡制限特約付債権の譲受人や差押債権者間の関係も、対抗関係の優劣のみで決せられることになる。」すなわち、「『譲渡禁止特約』に関する現在の判例⁽¹⁷⁾の考え方を改め」法律関係を簡明化するものである。「判例の考え方によると、譲渡制限特約付債権が多重に譲渡された場合には、債権譲渡の対抗関係の優劣の他、各譲受人の主観を問題としなければならないことから、法律関係が複雑であり、弁済の相手方の判断が困難となり得る」「これでは弁済の相手方を固定することにより債務者の利益を保護しようとする譲渡制限特約の趣旨を貫徹することができないという問題がある。」「本文の提案の下では、譲渡制限特約について悪意又は重過失の譲受人に対抗関係で劣後する第三者（善意の譲受人や差押債権者）が現れたとしても、債務者は対抗関係で劣後する第

三者の存在を考慮する必要はなく、譲渡人又は最初に現れた譲受人のいずれかに履行すればよい。」「本提案によって、現在よりも法律関係が簡明化すると言えるので、譲渡制限特約によって、債務者の利益はより保護されることになる」と言える。」と説明している。改正民法は、この部会資料 55 第 3、1(2)(3)の改正提案を実質的に取り上げている。そして、その改正規律内容については、譲渡制限付き債権の取引の安全を図る一方で、債権譲渡制限特約の債務者の利益を図ることを意図した改正規律として譲渡制限特約付き債権の移転規律としては適切なものと評される。しかし、部会資料 55 第 3、1(2)(3)の改正提案は、規律構造として前述の部会資料 37 での“対抗構成”に依拠しているようであるが、その規律内容に適合するものといえるか問題である。“対抗構成”に立ってみると部会資料 55 第 3、1(2)(3)の改正提案は、「まず、譲渡制限特約は譲受人又は第三者の善意又は悪意の態様に係わらず対抗できないとの考えを前提として債権譲渡の効力は妨げられないと規律する。他方で譲渡制限特約は悪意又は重過失ある譲受人又は第三者には対抗できると規律する。しかし、債務者による履行の拒否或いは譲渡人への弁済の抗弁にすぎないと規律する。」という仕組みといえる。この仕組みを、悪意又は重過失譲受人その他の第三者 C についてみると、債権者 A と債務者 B で合意した譲渡禁止特約は「対抗できない」との考えを前提とした規律を設けながら、債務者 B の履行の拒否又は譲渡人への弁済の抗弁は「対抗できる」と規律する。これは、規律内容としては“分かりにくい”だけではなく、債権者 A と債務者 B 間での譲渡制限特約の対抗の問題を債務者 B の履行の拒否又は譲渡人への弁済の抗弁の対抗の問題への“すり替え”論理による規律ということになる。また、譲渡制限特約は原則として、悪意重過失譲受人に対抗できるとしながら、部会資料 55 第 3、1(4)ア、イ、ウ、エ及び(5)の場合は対抗できないとする例外規律を提案している。これらの例外規律の提案も、同一条文中に規律するもので、“ややこしく”分かりやすい民法への改正とは程遠い。このためか、改正民法では、アは取り上げず、イは 466 条 3 項、ウは 466 条の 3、エは 466 条の 4 で独立して規律されている。なお、部会資料 55 の概要説明⁽¹⁸⁾及び部会資料 58 の概要説明⁽¹⁹⁾でも同様であるが「『上記(1)に反する内容の特約』という表現を用い、これに譲渡制限特約という仮の名称を与えている。」として、適切な名称は、後の検討に留保していることは、注目される。譲渡禁止ないし譲渡制限「特約」の対抗として規律することの

「適正」性について、何らかの疑念があったことの現れかと推測される。

③部会資料58では「第18、1(2)当事者が上記(1)に反する内容の特約（以下「譲渡制限特約」という。）をした場合であっても、債権の譲渡は、下記(3)の限度での制限があるほか、その効力を妨げられないものとする。(3)譲渡制限特約のある債権が譲渡された場合において、譲受人に悪意又は重大な過失があるときは、債務者は、当該特約をもって譲受人に対抗することができるものとする。この場合において、当該特約は、次に掲げる効力を有するものとする。ア債務者は、譲受人が権利行使要件を備えた後であっても、譲受人に対して、債務の履行を拒むことができること。イ債務者は、譲受人が権利行使要件を備えた後であっても、譲渡人に対して弁済その他の当該債権を消滅させる行為をすることができ、かつ、その事由をもって譲受人に対抗することができること。(4)上記(3)に該当する場合であっても、次に掲げる事由が生じたときは、債務者は、譲渡制限特約をもって譲受人に対抗することができないものとする。この場合において、債務者は、当該特約を譲受人に対抗することができなくなった時まで（ウについては、当該特約を対抗することができなくなったことを債務者が知った時まで）に譲渡人に対して生じた事由をもって譲受人に対抗することができるものとする。ア債務者が譲渡人又は譲受人に対して、当該債権の譲渡を承諾したこと。イ債務者が債務の履行について遅滞の責任を負う場合において、譲受人が債務者に対し、相当の期間を定めて譲渡人に履行すべき旨の催告をし、その期間内に履行がないこと。」と提案している。その概要⁽²⁰⁾では、本文(2)は「当事者間で債権譲渡を禁止する等の特約がある場合であっても、原則としてその効力は妨げられない旨を定めるものである。」「近時の判例⁽²¹⁾の下で、譲渡禁止特約に関する法律関係が不透明であるとの指摘があることを踏まえ、取引の安定性を高める観点から、譲渡禁止特約は債務者の利益を保護するためのものであるという考え方を貫徹して法律関係を整理することによって、ルールのもろく化を図るものである。」と説明している。これは、部会資料55の概要説明と同旨である。また、部会資料58の概要⁽²²⁾では、本文(3)は「当事者間における譲渡制限特約が、これについて悪意又は重過失のある譲受人にも対抗することができる旨を定めるものである。民法466条2項の基本的な枠組みを維持する点で判例法理⁽²³⁾を明文化するものである。」であるとしている。しかし、悪意又は重過失のある譲受人にも対抗できるのは、譲渡禁止特約ではなく本文(3)後

段に規律範囲に“すり替え”していることから改正前民法 466 条 2 項の枠組みを維持し、判例法理を明文化したといえるか疑問である。さらに、部会資料 58 の概要説明⁽²⁴⁾では、本文(3)後段では「譲渡制限特約の効力が弁済の相手方を固定するという債務者の利益を確保する範囲に限定される旨を定めている。当事者間で譲渡の禁止を合意した場合であっても、その効力は、本文(3)後段の限度で認められることになる。」と説明している。このような譲渡制限特約の効力の法定限定は債権移転取引の安定と譲渡制限特約による債務者の利益保護との調整を図るという点では妥当な規律といえるが、それを“対抗構成”によって適切に規律できるか疑問である。本文(4)は、譲渡禁止特約を悪意重過失譲受人にも対抗できないとする特別規律を提案するものであるが、部会資料 58 の概要⁽²⁵⁾では、本文(4)アは「債務者が譲渡人又は譲受人に対して債権譲渡を承諾したときは、譲渡制限特約を譲受人に対抗することができないという一般的な理解を明文化するものである。」本文(4)イは、債務者が履行を遅滞している場合「債務者に対して譲渡人への履行の催告をする権限を譲受人に付与するものである。特約違反の債権譲渡を有効としつつ、弁済の相手方を譲渡人に固定する限度で特約の効力を認める場合(本文(3)参照)には、譲渡人は、自己の責任財産に帰属しない債権を回収するインセンティブを持たないおそれがあるため、これへの対応を図る趣旨である。」と説明している。

④中間試案では「第 18、1(2)当事者が上記(1)に反する内容の特約(以下「譲渡制限特約」という。)をした場合であっても、債権の譲渡は、下記(3)の限度での制限があるほか、その効力を妨げられないものとする。(3)譲渡制限特約のある債権が譲渡された場合において、譲受人に悪意又は重大な過失があるときは、債務者は、当該特約をもって譲受人に対抗することができるものとする。この場合において、当該特約は、次に掲げる効力を有するものとする。ア 債務者は、譲受人が権利行使要件・・を備えた後であっても、譲受人に対して債務の履行を拒むことができること。イ 債務者は、譲受人が権利行使要件を備えた後であっても、譲渡人に対して弁済その他の当該債権を消滅させる行為をすることができ、かつ、その事由をもって譲受人に対抗することができること。(4)上記(3)に該当する場合であっても、次に掲げる事由が生じたときは、債務者は、譲渡制限特約をもって譲受人に対抗することができないものとする。この場合において、債務者は、当該特約を譲受人に対抗することができなくなった時まで(ウについては、当該特約を対抗する

ことができなくなったことを債務者が知った時まで)に譲渡人に対して生じた事由をもって譲受人に対抗することができるものとする。ア 債務者が譲渡人又は譲受人に対して、当該債権の譲渡を承諾したこと。イ 債務者が債務の履行について遅滞の責任を負う場合において、譲受人が債務者に対し、相当の期間を定めて譲渡人に履行すべき旨の催告をし、その期間内に履行がないこと。ウ 譲受人がその債権譲渡を第三者に対抗することができる要件を備えた場合において、譲渡人について破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の決定があったこと。エ 譲受人がその債権譲渡を第三者に対抗することができる要件を備えた場合において、譲渡人の債権者が当該債権を差し押さえたこと。」と提案している。その補足説明⁽²⁶⁾では、まず「譲渡禁止特約に違反する譲渡の効力については、従来の学説上、譲渡禁止特約を物権的効力説が有力であったが、比較的近時の判例⁽²⁷⁾は物権的効力説からは直ちに導くことができない結論を採るものが現れており、学説上も、物権的効力説に疑問を呈する見解が有力に主張されるようになってきている。」として、譲渡禁止特約の効力規律の改正に当って、物権的効力説に依拠する必要性のないことを示唆する。そして「債権は自由に譲渡できるのが原則であるとしながら、譲渡禁止特約にこのような強い効力が認められたことについては、その立法時から批判があったところである。」として、改正前民法466条2項の規律の改正の必要を指摘する。さらに「近時では、売掛債権を担保とする方法を始めとする債権譲渡による資金調達、特に中小企業にとって重要となっており、これまでの不動産担保や保証による資金調達に代わり得るものとして積極的に活用しようとする動きがあるが、このような立場からは、譲渡禁止特約が債権譲渡による資金調達の支障となっているという問題が指摘されている。」とし、「債権の譲渡性とこれを制限する特約については、以上のような問題を解決するための改正の必要性が指摘されている」として改正規律の必要性を説明している。さらに「譲渡禁止特約」の効力の改正の考え方として⁽²⁸⁾、「法律関係を簡明化するために『譲渡禁止特約』に関する従来の通説的な見解を採らないこととするものである」「従来の通説によると、譲渡制限特約付債権が多重に譲渡された場合には、債権譲渡の対抗関係の優劣の他、各譲受人の主観も考慮して履行の相手方を判断しなければならないことから、法律関係が複雑となり、弁済の相手方の判断が困難となり得るが、これでは弁済の相手方を固定することにより債務者の利益を保護しようとする譲渡制限特約の趣旨を貫徹

することができないという問題がある。これに対して、本文の規律の下では、譲渡制限特約について悪意又は重過失の譲受人に対抗関係で劣後する第三者（善意の譲受人や差押債権者）が現れたとしても、債務者は対抗関係で劣後する第三者の存在を考慮する必要はなく、譲渡人又は後記 2(2)の規律によって履行を受けることができる譲受人のいずれかに履行すればよい。すなわち、本文の規律によれば、債務者の立場からは、現在よりも法律関係が簡明化し、弁済の相手方の判断が容易になるので、譲渡制限特約によって、債務者の利益はより保護されることになると言える。」と説明している。そして、本文(2)は「これによって、譲渡制限特約付債権が悪意の譲受人に譲渡された場合であっても、その譲渡制限特約付債権は譲受人に帰属することになる点で、物権的効力説を貫徹した場合に導かれる帰結とは違いが生ずるが本文(3)によって、債務者の譲渡人に対する履行に弁済の効力が認められるとともに、譲受人への履行を拒むことができるので、債務者の利益は引き続き保護されることになる。」と説明している。また、本文(4)は、「ア、債務者が債権の譲渡を承諾した場合。イ、譲受人が債務者に対し相当の期間を定めてした履行の催告期間内に履行がない場合。ウ、譲渡人について破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の決定があった場合。エ、譲渡人の債権者が当該債権を差し押さえた場合には、悪意重過失譲受人に譲渡制限特約を対抗できる」とする例外規律を設ける提案である。これは、部会資料 55 第 3、1(4)ア、イ、ウ、エの規律提案を維持するものである。そこで、本文(4)のうち、アは改正民法では採り上げていないこと、ウ、エは独立に規律されていることから、イについてのみ中間試案の補足意見をみると、債務者が履行を遅滞している場合「譲受人の債権回収の必要性を犠牲にして譲渡制限特約によって債務者の利益を保護する必要はないとの考慮に基づく考え方である。」と説明している⁽²⁹⁾。このような中間試案の規律提案や補足意見をみると、これまでの規律提案と同様に、規律構造としては“対抗構成”を維持している。

④部会資料 74A では「第 11(1) 債権は、譲り渡すことができる。ただし、その性質がこれを許さないときは、この限りでない。(2) 当事者が上記(1)に反する内容の特約をした場合であっても、債権の譲渡は、その効力を妨げられない。この場合において、この特約は、次に掲げる効力を有するものとして、悪意又は重大な過失がある譲受人に対抗することができる。ア 債務者は、譲受人が権利行使要件・・・を備えた後であっても、譲受人に対する債務の履行を拒むことができるこ

と。イ 債務者は、譲受人が権利行使要件を備えた後であっても、譲渡人に対して弁済その他の当該債権を消滅させる行為をすることができ、かつ、その事由をもって譲受人に対抗することができること。(3) 上記(2) 後段に該当する場合であっても、債務者が債務を履行しないときにおいて、譲受人が債務者に対し、相当の期間を定めて譲渡人に対して履行すべき旨の催告をし、その期間内に履行がないときは、その後、債務者は、上記(2) の特約を譲受人に対抗することができない。」と規律提案している。部会資料 74A の説明⁽³⁰⁾ では、譲渡制限特約債権の移転についての現状と問題点については中間試案の補足説明と基本的には同様の説明をしている。ただ、これに加えて「このたたき台では、譲渡の禁止を合意したもののほか、譲渡自体は許容するものの、譲渡がされた場合には債務者が譲受人に対して素案(2) ア及びイで示す効力を主張することができる旨の合意をしたもの（譲渡を許容するが、弁済の相手方を固定する特約）を含む趣旨で、『上記(1) に反する内容の特約』という表現を用い、この説明では、譲渡制限特約という仮の名称を与えている。」として、特約の内容について説明している。また「譲渡制限特約付債権の譲渡が常に債務者との関係で債務不履行を構成するのであれば、債務不履行となってまで債権を譲渡するのは容易ではないから、譲渡禁止特約が資金調達の支障となっている現状を改善することができないとの指摘がある。」として、このような指摘を踏まえ、素案(2) は「後者のような内容の合意に、現在の譲渡禁止特約で達成しようとしてされている債務者の利益を保護する効果を認めることによって、譲渡人の債務者に対する債務不履行を構成することなく、弁済の相手方を固定する内容の特約付きの債権を第三者に譲渡することができる場合を創出しようとするものである。」として債務不履行の回避について指摘する。そして「契約実務において、現在の譲渡禁止特約に代わってこのような内容の特約が普及すれば、債権譲渡による資金調達を促進することにつながると考えられるが、これについては、今後の契約実務の取組みに委ねることを意図するものである。なお、一定の種類の契約に基づき発生した債権に限定して、譲渡を禁止する旨の特約違反の債権譲渡が当事者間の債務不履行を構成しないこととして、債権譲渡による資金調達の円滑化を図るべきであるとの意見があるが、この意見の当否については、別途取り上げることとする。」と説明している。また、素案(3) の要件について「中間試案では『債務者が債務の履行について遅滞の責任を負う場合』としていたが、民法 541 条を参照し、ここでは

『債務者が債務を履行しない場合』という表現を用いている。」中間試案(4)後段では、「譲渡制限特約を対抗することができなくなる時点までに債務者が譲渡人に対してした弁済等の効力が否定されないことを明記していたが、素案(3)との関係では、権利行使要件が具備された後にされた弁済等によって債権が消滅した場合には、『債務者が債務を履行しない場合』という要件を充足せず、素案(3)の規律が適用される余地がなくなるので、このたたき台では、中間試案(4)後段のような規律は取り上げないこととした。」「また、普通預金に係る預金債権のような譲渡制限特約が付された期限の定めのない債権が悪意又は重過失の譲受人に譲渡された場合には、譲渡人と譲受人のいずれも債務者に遅滞の責任を負わせるための請求をすることができないため、『債務者が債務を履行しない場合』という要件を充足しないと考えられる。」と説明している。

⑤部会資料 74B では「第 2、1(1)譲渡制限特約違反の譲渡を有効とする方向で改正する考え方が取り上げられているが(部会資料 74A 第 1、1)、これに加えて、債権譲渡による資金調達の促進を図るという観点から、さらに一定の限度で譲渡制限特約の効力を制限する規定を設けるという考え方があるが、どのように考えるか。」と問題提起をしている。この問題提起を受けて、部会資料 74B の説明⁽³¹⁾では、「(1) 債権を発生させる契約の性質や契約当事者の属性に着目して、一定の範囲の債権について譲渡制限特約を付すことができないこととする考え方については、債権譲渡による資金調達の促進のためには債権の譲渡を制限する特約の効力を無効とすることが望ましいとの指摘があるが、これに対しては強い異論もあり、全面的にこの考え方を採用することが困難であることは、これまでの審議の経緯を踏まれば明らかである。そこで、債権譲渡による資金調達の促進のために特に必要な範囲に限定して譲渡制限特約を無効とすることの可否を検討すべきであるという意見が、パブリック・コメントの手续に寄せられている。これは、譲渡制限特約が有効であれば、債権譲渡が債務不履行を構成する余地が残り、この場合には譲渡制限特約付債権の譲渡を躊躇することから、この問題を解消することを意図して主張されるものである。例えば、国際取引における債権譲渡に関する条約では、譲渡される債権を発生させる契約の性質に着目して、一定の範囲のものについて、債権の譲渡を制限する合意があっても譲渡は有効であるとした上で、譲渡を制限する合意違反のみを理由としてもとの契約を取り消すことができないとしており、このよ

うな内容の規定を設けるべきであるという意見がある。また、フランス商法典は、商人等の一定の属性の者が債務者となっている債権について、譲渡を禁止する特約を無効としている。もっとも、契約の性質に着目して、一定の範囲の債権について譲渡制限特約を無効とする規律を設けることについては、資金調達促進という目的を実現するためには分かりやすいアプローチの方法であるが、契約の性質の決定は実際には困難な場合も少なくないため、実務運用に耐え得る規律となるかという問題がある。また、契約当事者の属性に着目する方法については、資金調達促進という目的に必要な範囲を適切に切り出すことができるかという問題があるように思われる。」として、債権を発生させる契約の性質及び契約当事者の属性によって譲渡制限特約を無効とすることについては消極的見解を示唆している。

⑥部会資料78Bでは⁽³²⁾、当事者間の特約（譲渡制限特約）によって債権譲渡の効力は妨げられないという考え方（部会資料74A参照）を採用する場合に、「(1) 譲渡制限特約が付された債権が悪意又は重過失の譲受人に譲渡された場合には、譲渡人が債務者に対して履行の請求をすることができる（取立権限を有する）」という規律を設けることが考えられるが、どうか。」と規律提案している。ただ、この規律提案についての説明は行なわれていない。しかし、譲渡禁止の意思表示付き債権の譲渡の効力が妨げられなくすると、譲受人は債権を取得し、取立権限を有するのが原則となる。このような規律を設ける必要はない。それよりも、このことを前提とした悪意又は重過失の譲受人の取立権限の行使を制限する規律が問題となろう。

⑦部会資料81—3では「第2、1、(1)ア当事者が民法466条1項に反する意思表示をしたときであっても、債権の譲渡は、その効力を妨げられない。イアに規定する場合において、悪意又は重大な過失がある第三者に対しては、債務者は、その債務の履行を拒むことができるほか、譲渡人に対する弁済その他の当該債務を消滅させる事由をもってその第三者に対抗することができる。」と規律提案している。部会資料81—3の説明⁽³³⁾では「部会資料74A第1、1(2)の規律を実質的に維持するものである。」なお「部会資料74A第1、1(2)における悪意又は重大な過失がある「譲受人」という文言を「第三者」に改めている。これは、現行の民法466条2項の「第三者」には、譲受人のほか質権者等も含まれると解されており、これを維持することが適当であると考えられるからである。」。また「部会資料78B第3、1(1)では、悪意又は重過失の譲受人に譲渡された場合に譲渡人に取立権限を付与

するための規律を設ける考え方を取り上げていたが、この規律は設けないこととしている。この考え方については、第 89 回会議において、問題への対応方法として過大であるという批判等があったことを考慮したものである。また、このような規律を設けないこととしても、譲受人が譲渡人に対して取立権限を付与することは妨げられず、譲渡人に取立権限がないことによって生じ得る不都合については、譲渡当事者間の合意によって対応することが可能であるから、一律に譲渡人に取立権限を付与する必要はないと考えられる。」としている。部会資料 81—3 の提案では、これまでの提案では譲渡禁止「特約」の効力として規律し部会資料 53 の提案では「『譲渡制限特約』というのは仮の名称であり、適切な名称は、後の検討に留保する旨を指摘していたのを「民法 466 条 1 項に反する『意思表示』」に改めている。すなわち、規律構造としては、債権者 A と債務者 B の譲渡禁止「特約」の効力規律ではなく、民法 466 条 1 項に反する「意思表示」の効力規律として提案していることが注目される。しかし、「民法 466 条 1 項に反する『意思表示』」の主体を債権者 A・債務者 B 「当事者の意思表示」として規律していることから「A・B の特約」の効力規律との差異をどのように求めているのか不明である。改正民法 466 条 2 項は、この考え方を採用しているが、債務者 B の民法 466 条 1 項に反する「意思表示」の効力規律と解してよいのかどうかである。

⑧部会資料 83—2 では「第 19、1 (1) ア 当事者が債権の譲渡を禁止し、又は制限する旨の意思表示（以下この第 19 において「譲渡制限の意思表示」という。）をしたときであっても、債権の譲渡は、その効力を妨げられない。イアに規定する場合において、譲渡制限の意思表示があることを知り、又は重大な過失によって知らなかった第三者に対しては、債務者は、その債務の履行を拒むことができるほか、譲渡人に対する弁済その他の当該債務を消滅させる事由をもってその第三者に対抗することができる。」と規律提案している。改正民法 466 条 2 項、3 項は、この規律提案を採用している。部会資料 83—2 の説明⁽³⁴⁾ では、「譲渡制限の意思表示」の概念に改めたことについては「部会資料 82—1 の案は、「民法 466 条 1 項の規定に反する意思表示」に素案イの効果を付与することとしていたが、以下の二点について改めることとした。」一点目は「従前の案のアの『民法 466 条 1 項の規定に反する意思表示』の内容が分かりにくいという問題があったので、『債権の譲渡を禁止し、又は制限する旨の意思表示』と改め、これに『譲渡制限の意思表示』と

いう名称を付すこととした。単独行為によって発生する債権については、債務者の単独の意思表示によってすることができるので、『特約』という名称が適当ではない場合があることを考慮し、『譲渡制限特約』という名称とはしなかった。」と説明している。しかし、「譲渡制限の意思表示」に改めたのは、単に単独行為を想定した結果とのみ言い切ってよいか疑問である。「譲渡制限の意思表示」に改めたのは、「譲渡制限の意思表示」付き債権移転規律の核心に係わる改正と解される。「譲渡禁止特約」と称するのは妥当でないとして、その名称について留保されてきた部会資料55及び部会資料58以来の規律構造についての転換に基づいたものと解すべきではないだろうか。規律提案の文言からは明らかではないが、「譲渡制限の意思表示」付き債権移転の改正提案の規律内容を見ると、規律構造としては債務者・債権者間での「譲渡制限の意思表示」の合意による効果（特約）に注目した規律ではなく、その合意の前提となっている債務者の「譲渡制限の意思表示」を想定した規律への転換の帰結と解すべきではないかと思われる。また、これまでの規律提案では「悪意又は重大な過失」としていたのを「知又は重過失不知」と改めたことについては『「悪意又は重大な過失」という文言を、その意味をより分かりやすくする観点から、『知り、又は重大な過失によって知らなかった』と改めている。』としている。そして「以上の修正に伴い、第19、1の他の箇所にも形式的な所要の修正を加えている。」としている。

⑨要綱仮案では⁽³⁵⁾「第19、1(1)ア 当事者が債権の譲渡を禁止し、又は制限する旨の意思表示（以下この第19において「譲渡制限の意思表示」という。）をしたときであっても、債権の譲渡は、その効力を妨げられない。イアに規定する場合において、譲渡制限の意思表示があることを知り、又は重大な過失によって知らなかった第三者に対しては、債務者は、その債務の履行を拒むことができるほか、譲渡人に対する弁済その他の当該債務を消滅させる事由をもってその第三者に対抗することができる。(2) 譲渡制限の意思表示を悪意又は重過失の譲受人に対抗することができない場合について、次のような規律を設けるものとする。(1) イの規定は、債務者が債務を履行せず、(1)イに規定する第三者が相当の期間を定めて譲渡人に対する履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、その債務者については、適用しない。」と規律提案している。

⑩部会資料84—2では「第19、1(1)ア 当事者が債権の譲渡を禁止し、又は制

限する旨の意思表示（以下この第 19 において「譲渡制限の意思表示」という。）をしたときであっても、債権の譲渡は、その効力を妨げられない。イアに規定する場合には、譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかった譲受人その他の第三者に対しては、債務者は、その債務の履行を拒むことができ、かつ、譲渡人に対する弁済その他の債務を消滅させる事由をもってその第三者に対抗することができる。」と規律提案している。部会資料 84—2 の説明⁽³⁶⁾では「要綱仮案第 19 の 1(1) イの『第三者』には譲受人や質権者などが含まれているものの、その典型例は譲受人であり、要綱仮案の表現では、どのような第三者を典型的なものとして想定しているのかが分かりにくいとの指摘があったことから、『譲受人その他の』という文言を加えることとしている。」また「意味内容を明瞭にするため、要綱仮案では「拒むことができるほか」としていたものを「拒むことができ、かつ」と改めることにしたと説明している。

(ii) 「譲渡制限の意思表示」付き債権移転性規律の改正経緯における規律構成

まず、「譲渡制限の意思表示」付き債権移転についての改正経緯における規律内容についてみると、①債権者 A・債務者 B が「譲渡制限の意思表示」をしたときでも、譲受人 C の主観的態様、すなわち「譲渡制限の意思表示」についての「不知」或いは「知・重過失不知」に係わらず、債権移転契約の効力は影響を受けないことを原則とし、②債務者 B は、「知・重過失不知」譲受人 C には、履行の拒否又は譲渡人への弁済の抗弁を主張できるとする趣旨の内容を規律の中核とする提案が、部会資料 55 の提案以来取り上げられている。これは、①規律で資金調達のための債権の移転取引の安全の確保、②規律で債務者 B が「譲渡制限の意思表示」をした利益の保護、すなわち「弁済の相手方の固定」にあるとの改正者判断による利益の保護との調整を図るとの改正者意思に基づくものといえる。この中核をなす規律内容は「譲渡制限の意思表示」付き債権の移転規律としては適切と評される。

また、規律内容として、②規律の債務者 B が履行の拒否又は譲渡人への弁済の抗弁を主張できる相手方について、改正経緯の過程では「悪意又は重過失譲受人」としていたのを要綱仮案直前の部会資料 83—2 で「知・重過失不知譲受人」に変更提案されている。このような変更提案は改正前民法の慣用文言を改正するものではあるが、“分かりやすさ”としては適切といえる。

しかし、この中核をなす規律内容は、当事者（債権者 A・債務者 B）がした「譲

「譲渡制限の意思表示」の内容は、その「意思表示の内容」に係わらず①内容の規律及び②内容の規律として規律するものといえる。そこで、改正前民法では「譲渡制限特約」を問題としていたのを「譲渡制限の意思表示」の用語（概念）に改めて規律した改正者の理解が重要になる。その経緯をみると、部会資料37の検討提案では「譲渡禁止特約」或いは「譲渡制限特約」の効力の問題としていた。これは、改正前民法時の問題提起と同様である。ただ、改正の方向としては改正前民法で議論されていた「特約」が「絶対的効力か相対的効力か」の視点に立つことを止揚し、判例理論に従って個別の問題について妥当な結論を導くとの考え方によることが確認されている。その直後の部会資料55では「譲渡禁止特約」の用法は仮の用法であり、今後、適切な用法を検討すると説明されている。この時点で、改正者には、「譲渡禁止特約」に関する規律として改正規律するのは適切ではないとの判断があったものと推察される。その後は、中間試案では「(1) (債権移転自由) に反する内容の特約 (譲渡禁止特約)」の用法を用い、要綱仮案の直前の部会資料83—2で「譲渡制限の意思表示」の用法に確定している。すなわち、改正経緯をみると「譲渡制限特約」の規律ではなく「譲渡制限の意思表示」の規律として最終提言し、改正民法466条2項等でも維持している。このような「特約」規律ではなく「意思表示」規律としたことについて、部会資料83—2では、これにより単独行為の場合も含まれることになったとのみ説明しているにすぎない。もし、「譲渡禁止『特約』」の用法を、かなりの思考期間を掛けて「譲渡制限の意思表示」に確定したのが、この程度の理由によるものであったとするならば、規律改正としては、それほどの意味をもつものではない。これでは、用法を変更しただけで、債権者Aと債務者Bにより「譲渡制限」されている場合は、「譲渡禁止『特約』」の場合と同様に、「譲渡制限」の法的効果の生じていることを前提として規律されていることになる。もし、このような理解を前提とするときは、法的に「譲渡制限」の効果が生じているにもかかわらず債権者Aと譲受人Cとの債権移転契約は有効であると規律（①内容規律）したり、債務者Bは知・重過失不知の譲受人Cには履行の拒否又は譲渡人Aへの弁済の抗弁（②内容規律）のみしか対抗できないとする規律は、立法によるものとはいえ、改正民法の基本原則である契約自由の原則に違背する規律ということになる。また、部会資料74Bで債権移転契約の効力には影響がないと規律しても債権者Aの特約違反による債務不履行責任は免れ得ないことになり

債権移転取引の障害となるとの指摘に、何ら応えていない状態を残したままの改正ということになる。そこで、改正者は明確に説明していないが、私見の理解としては、これらの①内容規律及び②内容規律を可能にし、さらには債権者 A の債務不履行責任回避を根拠づけたのは、「譲渡制限特約」の規律から「譲渡制限の意思表示」の規律に転換したことにあるのではないかと推察される。すなわち、債権者 A の同意を得た債務者 B の「譲渡禁止の意思表示」は「弁済者の固定の意思表示」にすぎないと理解することによって債権移転契約の効力に影響を及ぼすことはないことと解されること、また、譲受人 C が取立権を有していても債務者 B に履行の拒否或いは譲渡人への弁済の抗弁を認めることによって債務者 B の「譲渡禁止の意思表示」を保障できることなどの理解が可能になる。さらに、債権者 A が同意をしているとはいえ「特約」としての効力をもったものではないことから債権者 A が債権を譲渡したとしても特約の違反とはならないので債務不履行責任の問題は生じないことになる。なお、このような規律内容を法典化するに当たっての規律構造をみると、部会資料 37 では「譲渡禁止特約の第三者への対抗の枠組み」の問題との観点に立って問題提起をし、部会資料 56 では規律提案について「現行民法 466 条 2 項の対抗」構成を維持するものであるとし、部会資料では債務者 B は「譲渡禁止特約」を悪意又は重過失譲受人 C に対抗できるが、その効力は「履行の拒否、あるいは譲渡人への弁済の抗弁」であるとの規律提案が行なわれてきた。すなわち、改正経緯では一貫して“対抗構成”によっているものといえる。しかし、この“対抗構成”では、債権移転の効力を妨げないと規律するためには債務者 B は譲受人 C に「譲渡禁止特約」を対抗することができない旨を規律する必要があるのではないかと思われる。また、前述のような①及び②内容を規律を正当化するには、債務者 B は「譲渡禁止特約」を悪意又は重過失譲受人 C に対抗できると規律しながら、その対抗できる内容は「債権移転契約の効力への影響」ではなく「履行の拒否、あるいは譲渡人への弁済の抗弁」にすぎないと対抗内容を“豹変”させるという極めて功妙ではあるが理解しにくい規律方法を用いなければならなかったことになる。そこで、債権移転規律では、債権者 A と譲受人 C との甲債権移転契約と債権者 A と債務者 B との甲債権発生契約に基づき甲債権の価値を担保する債務者 B が関与する債権移転取引を観念し、このような多角取引関係を規律するための法理として試みられた多角法理を援用して規律構成するのが妥当ではないかと思われる。こ

のような立場に立ってみると、甲債権の発生に伴ってAの同意を得たBの「譲渡制限の意思表示」のAとCとの甲債権移転契約の効力への影響として①内容の規律に改正し、Bの「譲渡制限の意思表示」と「知り、または重過失不知」Cとの関係では②内容の規律に改正するのが、現代取引社会における債権移転取引に内在する適正な規律であるとして改正規律することができるのではないと思われる。このことから、改正民法が「対抗できる」としている文言を、「主張できる」と読み替えることによって、A・B・Cの三者関与取引とみて多角法理を援用した規律構成に適合することになる。

注

- (1) 部会資料37 2頁以下。
- (2) 部会資料37 3頁。
- (3) 部会資料37 3頁。
- (4) 最判平成21・3・27民集63巻3号449頁、長坂純＝川地宏行編・改正民法〔債権法〕における判例法理の射程（第一法規・令和2年）386頁以下〔上河内千香子〕参照。
- (5) 部会資料37 2頁。
- (6) 部会資料37 4頁。
- (7) 部会資料37 5頁。
- (8) 部会資料37 4頁。
- (9) 部会資料37 5頁。
- (10) 部会資料37 7頁以下。
- (11) 最判昭和48・7・19民集27巻7号823頁、長坂＝川地編・前掲書371頁以下〔上河内〕参照。
- (12) 最決平成16・6・24金法1723号41頁。
- (13) 部会資料37 18頁。
- (14) 部会資料55 16頁。
- (15) 最判平成9・6・5民集51巻5号2053頁、長坂＝川地編・前掲書379頁以下〔上河内〕参照。前掲最判平成21・3・27、長坂＝川地編・前掲書386頁以下〔上河内〕参照。
- (16) 部会資料55 17頁以下。
- (17) 前掲最判平成9・6・5、長坂＝川地編・前掲書379頁以下〔上河内〕参照。
- (18) 部会資料55 16頁。
- (19) 部会資料58 88頁。
- (20) 部会資料58 87頁以下。
- (21) 前掲最判平成9・6・5、長坂＝川地編・前掲書379頁以下〔上河内〕下参照。最判平成21・3・27、長坂＝川地編・前掲書386頁以下〔上河内〕参照。
- (22) 部会資料58 89頁以下。
- (23) 前掲最判昭和48・7・19、長坂＝川地編・前掲書371頁以下〔上河内〕参照。
- (24) 部会資料58 89頁以下。
- (25) 部会資料58 89頁以下。
- (26) 商事法務編・民法（債権関係）の改正に関する中間試案の補足説明（商事法務・2013年）

235 頁以下。

- (27) 最判昭和 52・3・17 民集 31 卷 2 号 308 頁、前掲最判平成 9・6・5、長坂＝川地編・前掲書 379 頁以下 [上河内] 参照。
- (28) 商事法務編・前掲書（中間試案の補足説明）240 頁以下。
- (29) 商事法務編・前掲書（中間試案の補足説明）238 頁以下。
- (30) 部会資料 74A 3 頁以下。
- (31) 部会資料 74B 13 頁以下。
- (32) 部会資料 78B 6 頁。
- (33) 部会資料 81—3 1 頁。
- (34) 部会資料 83—2 22 頁。
- (35) 民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案 30 頁。
- (36) 部会資料 84—2 4 頁。

（ロ）預貯金債権に係わる「譲渡制限の意思表示」の特則規律

改正民法 466 条 2 項の譲渡制限の意思表示付き債権の移転規律の特則として、改正民法 466 条の 5 は譲渡制限の意思表示付き預貯金債権については、466 条 2 項（譲渡制限の意思表示付き債権の譲渡性）の規定にかかわらず、譲渡制限の意思表示のなされていることを知り、又は重過失不知の譲受人その他の第三者に対抗することができるが（1 項）、差押債権者には適用しない（2 項）と新設規律している。この譲渡制限の意思表示付き預貯金債権規律は、改正前民法 466 条 2 項の規律構造を維持するものである。

（i）預貯金債権に係わる「譲渡制限の意思表示」の特則規律の改正経緯 ①部会資料 37 では、譲渡禁止特約の第三者への対抗の枠組みで「第 1(1)【乙案】譲渡禁止特約は原則として悪意 [又は重過失] の第三者に対抗することができるものとするが、一定の類型の債権については、譲渡禁止特約を譲受人に対抗することができない旨の規定を設けるものとする。譲渡禁止特約を第三者に対抗することができない債権の類型としては、例えば、金銭債権とするという考え方の当否を検討する。」との検討提案をしている。その補足説明⁽¹⁾で、「債権の発生原因となる取引のうち特定の類型のものに限って譲渡禁止特約を第三者に対抗することができる」とする方向で例外を認めるべきであるとする意見がある。」「具体的には、特に預金債権について、大量の事務処理を要するだけでなく、預金者の要求に応じて円滑に払戻しをしなければならぬという役割を有することに着目して、例外的に譲渡禁止特約を第三者に対抗できるとすべきであるという意見がある。このような問題

意識については特に異論はないと思われるものの、仮に規定を設けるとした場合のその置き場所が民法であるかどうかは、問題となり得る。」として、預金債権の特則の必要性を示唆している。

②部会資料74Bでの「一定の限度で譲渡制限特約の効力を制限する規定を設けるという考え方があるが、どのように考えるか。」との問題提起を受けて、部会資料74Bの説明⁽²⁾では、「預金債権については例外的に当事者間の特約によって譲渡を無効とすることを可能とする規定を求める意見」について検討し、このような「現在の民法466条を維持すべきであるという意見の当否の検討に当たっては、その正当化根拠を何に求めるかということが問題となる。」この点について、「マネーロンダリングへの対策のために厳格な本人確認が必要とされているのは、預金契約に特有の要請ではないことからすると、このことだけでは、預金債権のみを例外とする規定を設ける理由として説得的であるとは言えないように思われる。この理由から預金債権のみを例外とする規定を設ける必要があるというのであれば、預金債権については、特に預金契約の契約者と預金債権の帰属とが一致している必要性が高いことが裏付けられなければならない。」また「部会資料74A第1、1の内容で改正をするときには、特約について悪意又は重過失の譲受人も債権者とはなるが、金融機関はその譲受人に対する払戻しを拒絶することができることからすると、マネーロンダリングへの対策という観点から実際に問題が生ずるのかという点についても、慎重な検討が必要である。」他方、預金債権の特殊性の理由による場合には、「仮に部会資料74A第1、1の内容で改正をするときであっても、預金債権について例外とする必要性があるかという点に疑問が生ずる。」なお、部会資料74A第1、1(3)では「債務者が債務を履行しない場合における譲受人の催告の制度を設ける考え方が提示されているが、その該当箇所の説明で述べたように、この催告の規律は預金債権には適用される余地がない。」そうすると「預金債権については、譲渡制限特約によって現在と同様に弁済の相手方を固定する債務者の利益を保護することが可能であり、預金債権の払戻事務に支障が生ずるという事態は想定し難いように思われる。」として、預金債権について例外規律を設けることにつき否定的な説明がなされている。

③部会資料81—3では「第2、1(5)ア 預金口座又は貯金口座に係る預金又は貯金に係る債権（以下「預貯金債権」という。）について(1)ア（改正民法466条2

項に反する) 意思表示がされた場合において、悪意又は重大な過失がある第三者がその債権を譲り受けたときは、(1) アの規定にかかわらず、その債権の譲渡は、その効力を有しない。イ 預貯金債権に係る (1) アの意思表示は、差押債権者に対抗することができない。」と規律提案している。部会資料 81—3 の説明⁽³⁾ では、問題の所在として「部会資料 81—1 第 2、1(1) から (4) までの内容に従って、譲渡制限特約に関する規律を設ける場合には、預金債権及び貯金債権 (以下「預貯金債権」という。) の管理に著しい支障が生ずると指摘されている。預貯金債権は、口座に金銭が振り込まれるたびに、口座内の既存の債権と振り込まれることによって成立した債権が一体化し、新たな一つの債権が成立すると解されている。そのため、預貯金債権は、一つの契約に基づく金銭債権の額が当然に増減すること (特に増額すること) になるが、これは、他の債権には見られない預貯金債権の特殊性である。預貯金債権は、預金者が預けた金銭を保管することを内容とする継続的な契約に基づき発生することからこのような特殊性を有する」「上記のような預貯金債権の特殊性から、預貯金債権が譲渡された場合には、以下のような特殊な問題が生じ得ると指摘されている。」すなわち「①ある時点における預貯金債権の残高 100 万円が譲渡された後に、②その口座に 100 万円が入金され、③更にその後、100 万円の払戻しがされたという事案を想定すると、最後に③の払戻しをされた後の残高 100 万円が譲渡の対象となっていた債権かどうかが不明確であり、債務者である金融機関は、債権の譲受人からの払戻請求に応じてよいかどうかの判断に悩むことになる。預貯金債権が譲渡されると上記のような問題が生じ、円滑な預金の払戻業務を行うことができなくなるという理由から、金融機関は預金約款において譲渡禁止特約を付すことが一般的である。」そして、現在は、譲渡禁止特約によって債権譲渡は無効となると考えられており、「これによって、金融機関は、預貯金口座の名義人が債権者であることを前提に払戻しに必ずばよいことになるため、現在は、預貯金債権の管理が円滑に行われている。」もっとも「この素案のような規律を設けた場合には、前記 (1) イのような債務者保護の規定を設けても譲渡によって債権が譲受人に移転することになり、預貯金債権の帰属に変動が生じ得るため、債務者にとっては、以下のような問題が生じ得る。(a) 口座名義人の債権者から差押えがあった場合に、その差押えによって口座名義人による払戻しに応じてはならないことになるのか。(b) 譲受人の債権者から差押えがあった場合に、その差押えが有効

であることを前提として、権利供託（民事執行法156条第1項）をすることができるか。上記のような問題について金融機関がどの範囲で差押えに応じなければならないかという点を検討しなければならないとすると、いったん預貯金債権が譲渡されると、その払戻しを円滑かつ迅速に行うことができないことになり、「これは、多数の預貯金債権に係る債務を抱える金融機関にとって多大な負担となるだけでは、払戻業務が遅延することなどによって顧客に生ずる不利益も看過することができないものになると指摘されている。」また、「上記の問題は、債務者にとっての実務上の不都合のみならず、そのほかの関係者にとっても、譲渡制限特約付債権に関する法律関係が不明確になるという問題を生じさせる。」「預貯金債権は迅速な払戻しが必要とされる上に、債務者が大量の債務を管理しなければならないという特殊性があることに鑑みれば、上記の方法によって対応することは現実的に不可能である。」「以上を踏まえると、預貯金債権の譲渡については、その効力を制限する特則を設ける必要があると考えられる。」と指摘している。このような指摘は、部会資料74Bでの預金債権について例外規律を設けることについての否定的な説明に対する反論見解といえる。

④部会資料83—2では「第19、1(5)ア 預金口座又は貯金口座に係る預金又は貯金に係る債権（以下「預貯金債権」という。）について譲渡制限の意思表示がされた場合において、そのことを知り、又は重大な過失によって知らなかった第三者がその債権を譲り受けたときは、(1)アの規定にかかわらず、債務者は、譲渡制限の意思表示をもってその第三者に対抗することができる。イアの規定は、その債権に対して強制執行をした差押債権者に対しては適用しない。」と規律提案している。部会資料83—2の説明⁽⁴⁾では「債権の譲渡は、その効力を有しない」という文言を「債務者は、譲渡制限の意思表示をもってその第三者に対抗することができる」と改めたのは、「例えば、特定の者に対する譲渡を禁止する特約や、一定の条件を成就しない限り譲渡を禁止する特約がされている場合があり得るが、「債権の譲渡は、その効力を有しない」という表現では、これらの特約によって譲渡が禁止されない場合であっても、文理上その譲渡が無効となるように読めてしまうという問題がある。これに対して、譲渡制限の意思表示を対抗することができるとするれば、その意思表示の内容通りの効果を譲受人に主張することができる」と解することができるため、上記の問題は生じないと考えられる」からであるとしている。さらに

「債務者の承諾を得ない譲渡を無効とする特約をしておけば、その特約違反の譲渡が無効であることを譲受人に対して対抗することができることになると考えられる。」としている。しかし、債務者の承諾を得ない譲渡を無効とする特約については、「特約」の対抗と説明されているが、「譲渡制限の意思表示」の主張とは規律構造的には異なるものであるとの立場からすると、妥当とはいえない。

⑤要綱仮案では⁽⁵⁾、「第 18、1(5) ア 預金口座又は貯金口座に係る預金又は貯金に係る債権（以下「預貯金債権」という。）について譲渡制限の意思表示がされた場合において、そのことを知り、又は重大な過失によって知らなかった第三者がその債権を譲り受けたときは、(1) アの規定にかかわらず、債務者は、譲渡制限の意思表示をもってその第三者に対抗することができる。イ アの規定は、その債権に対して強制執行をした差押債権者に対しては適用しない。」と規律提案し：部会資料 83—2 を維持している。

(ii) 預貯金債権に係わる「譲渡制限の意思表示」の特則規律の改正経緯における規律構成 預貯金契約を原因として生じた債権に「譲渡制限の意思表示」が付された場合の預貯金債権の移転規律について、「譲渡制限の意思表示」付き債権移転規律（改正民法 466 条）の原則とは異なる特則を設けるものである。改正経緯をみると、預貯金債権の移転規律では、債権者 A・債務者 B がした「譲渡制限の意思表示」を、知又は重過失不知の譲受人 C に対抗できるとするものである。私見の立場からすれば、債権者 A と譲受人 C との債権移転契約及び債権者 A と債務者 B との債権発生契約という三者が関与する債権移転取引規律において、債権者 A・債務者 B 間の債権発生原因が「預貯金契約」である場合に付された「譲渡制限の意思表示」を、知又は重過失不知の譲受人 C に主張できると特則規律するものである。そこで、まず、このような特則規律することが、預貯金債権の移転取引規律として適正であるか問題となる。改正者の説明では、預貯金債権の特殊性と金融機関（債務者 B）の支払事務処理上の必要性、それらの結果としての預貯金者（債権者 A）の保護が挙げられている。しかし、預貯金債権は債権移転取引の主要な取引債権であり、このような預貯金債権について債権移転取引の障害となるような特則を設けることによって、世界的傾向に対応するための債権流動化に向けての改正を阻害することにならないのかの疑念が残る。また、改正民法 466 条の 2 で「譲渡制限の意思表示」がなされた債権に係わる債務者の供託規律が設けられたことから、これ

によって金融機関である債務者 B の支払事務処理上の問題は容易に解消されることにならないのかどうかの疑念も生ずる。なお、規律構成についても、部会資料 83—2 の説明では、譲渡制限の意思表示の多様性から「債権の譲渡は、その効力を有しない」とする規律構成を「譲渡制限の意思表示を対抗することができる」として“対抗構成”に改めるのが妥当としている⁽⁶⁾。しかし、その特則を設けることが預貯金債権の移転取引規律として適正であるとすれば「譲渡制限の意思表示の存在を主張することができる」と規律構成をすることが可能であり、対抗構成に拘る必要はないのではないだろうか。

注

- (1) 部会資料 37 5 頁。
- (2) 部会資料 74B 15 頁以下。
- (3) 部会資料 81—3 2 頁以下。
- (4) 部会資料 83—2 25 頁。
- (5) 民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案 31 頁。
- (6) 部会資料 83—2 25 頁。

(ハ) 「譲渡制限の意思表示」付き金銭債権の移転と債務者の供託規律

改正民法 466 条の 2 は「譲渡制限の意思表示」付き債権が譲渡された場合の債務者の供託について、債務者は債務の履行地の供託所に供託できるとし（1 項）、供託をした債務者は、譲渡人、譲受人に通知するものとし（2 項）、供託した金銭は譲受人に限り、還付請求できると新設規律している。

(i) 「譲渡制限の意思表示」付き金銭債権の移転と債務者の供託規律の改正経緯
債務者の供託規律については、中間試案でも提案されていない。改正検討がかなり進んでから規律提案されたものである。

①部会資料 74A では、供託については「譲渡禁止特約付債権が譲渡され、譲受人が特約について悪意又は重過失であるか否かを債務者が判断することができないときは、債務者は、債権者不確知を理由として、供託することができると解されている。そこで、譲渡制限特約付きの債権が譲渡された場合における債務者の誤弁済のリスクを回避する観点から、債務者が供託をすることによって債務を免れられるようにすることを求める意見がある。このたたき台の考え方を採用する場合にも、譲受人が悪意又は重過失であるか否かを債務者が知らないときに、債務者が弁

済の相手方の判断に困るという事態が生じ得ることについては、現在と同様であることを考慮すると、債務者保護の観点から、債務者が弁済供託をすることによって債務を免れることができるという結論は引き続き維持されてよいと考えられる。この場合には、民法 494 条とは別の独立の供託原因を設ける必要があるため、その規定の置き場所を検討する必要が生ずるが、この点は追って取り上げることとする。」と説明⁽¹⁾している。

②部会資料 78B では、当事者間の特約（譲渡制限特約）によって債権譲渡の効力は妨げられないという考え方（部会資料 74A 参照）を採用する場合に、「第 3、1(2) ア 債務者は、譲渡制限特約が付された金銭債権が譲渡された場合には、その譲渡された金銭債権の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託することができる。イ 上記アの規定により供託をした者は、遅滞なく、譲渡人及び譲受人に供託の通知をしなければならない。ウ 上記アの規定により供託をした金銭は、譲受人に限り、還付を請求することができる。」と検討提案している。この検討提案についての部会資料 78B の説明⁽²⁾では「部会資料 74A 第 1、1 の考え方によると、譲渡制限特約付債権が譲渡された場合には、譲受人の主観にかかわらず、債権は譲受人に移転することになる。」このため、債権者不確知を理由とする供託はできなくなる。そこで、「新たな独立の供託原因を設けて、債務者が供託によって債務を免れることができる状況を維持する必要があるといえる。」また「供託金の還付を請求する権利を有するのは、常に譲受人に限られるべきであるという点で、現行法とは違いがある。これは、債権譲渡が有効である以上、譲渡人に還付を受けさせる理由がなく、譲渡人が還付請求権を有するとすると、その債権者による差押え等が可能となり、譲受人が不利益を被るという不都合が生ずるからである。譲受人のみが還付を請求することができるが、譲渡がされた場合に弁済の相手方の判断が困難となるということを理由として、供託をすることができることとされた利益状況は、第三債務者の権利として執行供託が認められる場面（民事執行法 156 条第 1 項）に類似しているといえる。」そこで「本文(2)アでは、権利としての執行供託の規律を参照して、弁済をする者の過失の有無を問わず、供託をすることができるという規律を設けることを提案している。」「本文(2)イは、民法 495 条 3 項に対応する規律を設けるものである。同項による通知先は被供託者になると解されることから、譲渡人と譲受人の双方に対して、通知する必要があることを明確化して

いる。」「本文(2)ウは、同アに基づいて供託された金銭についての還付請求権が譲受人にのみ帰属し、譲渡人はこれを有しないことを明らかにするものである。譲渡人も弁済の受領権限を有する以上、このような規律を設けなければ、譲受人のみが還付請求権を有するという帰結を導くことは困難であると考えられるからである。」としている。

③部会資料81—3では「第2、1(3)ア(ア)債務者は、金銭債権について(1)アの意味表示をした場合において、その金銭債権が譲渡されたときは、その譲渡された金銭債権の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託することができる。(イ)アの規定により供託をした債務者は、遅滞なく、譲渡人及び債権者に供託の通知をしなければならない。(ウ)アの規定により供託をした金銭は、債権者に限り、還付を請求することができる。」と規律提案している。部会資料81—3の説明⁽³⁾では「素案イは、部会資料78B第3、1(3)の考え方を基本的に採用するものである。」「第89回会議での意見を踏まえ、供託の請求をすることができる者を、金銭債権の全額を譲り受けた者に限ることとしている。」これは「例えば、一つの債権について複数の者に質権の設定をしたような場合に、質権者の一人が供託の請求をし、債務者が債務全額について供託をすると、供託された金銭について残りの質権者も質権を有するかということや、仮に質権を有すると考えるならば、供託された金銭の還付の手続をどのように制度設計するかという点について複雑な問題が生ずることになるので、この問題を回避する観点から、債権の全額を譲り受けた譲受人であって、その譲渡を第三者に対抗することができる者に限って、供託の請求をすることができることとしたものである。この供託によって、債務者に債務の全額を供託させることができるのであるから、供託の請求をすることができる者について、債権全額を譲り受けた者に限定することには合理性があると考えられる。」としている。

④部会資料83—2では「第19、1(3)ア(ア)債務者は、金銭債権（金銭の給付を目的とする債権をいう。以下この(3)において同じ。）について譲渡制限の意思表示をした場合において、その金銭債権が譲渡されたときは、その譲渡された金銭債権の全額に相当する金銭を債務の履行地（債権者の現在の住所が債務の履行地である場合にあっては、譲渡人の現在の住所を含む。イにおいて同じ。）の供託所に供託することができる。(イ)アの規定により供託をした債務者は、遅滞なく、譲渡人

及び債権者に供託の通知をしなければならない。(ウ)(ア)の規定により供託をした金銭は、債権者に限り、還付を請求することができる。」と規律提案している。部会資料 83—2 の説明⁽⁴⁾では、供託所の規律について「今般の改正(第 19、1(1))によれば、譲渡制限の意思表示が付された債権の譲渡は常に有効であるため、「債権者」は譲受人となる。したがって、従前の案によれば、譲渡人の現在の住所を管轄する供託所に供託することができないことになりかねないという問題があったが、債務者保護の観点からは、譲渡人の現在の住所を管轄する供託所における供託を可能とする必要がある。そこで、この点を明確化するために、今回の要綱仮案(案)では、素案アの債権者という文言の後に括弧書きを付すこととした。」としている。

⑤要綱仮案(第 19、1(3)ア(ア))でも、同旨の規律提案がなされている。

⑥部会資料 84—2 では「要綱仮案第 19 の 1(3)ア(ア)の「債務の履行地(債権者の現在の住所が債務の履行地である場合…」との文言では、当事者間の合意によって定められた債務の履行地内にたまたま債権者の現在の住所があったときに、譲渡人の現在の住所地でも供託をすることができる旨の誤読のおそれがあることから、「債務の履行地が債権者の現在の住所により定まる場合」との文言に改めることにしたと説明⁽⁵⁾している。

(ii) 「譲渡制限の意思表示」付き金銭債権の移転と債務者の供託規律の改正経緯における規律構成 債権者 A と債務者 B 間での甲金銭債権の発生時に「譲渡制限の意思表示」がなされたときは、債権者 A と譲受人 C との甲金銭債権全額につき債権移転契約がなされると、債務者 B は甲金銭債権全額につき供託することができるとするのが金銭債権移転取引の適正規律であるとの考えによるものである。部会資料 78B では、債務者 B が供託をすることができるとする利益状況は、第三債務者の権利として執行供託が認められる場面(民事執行法 156 条 1 項)に類似するとしている。改正提案案での「譲渡制限の意思表示」付き債権の移転規律では、債権者 A と譲受人 C との債権移転契約により、譲受人 C の主観的態様(知・不知・軽過失不知・重過失不知)に係わらず、譲受人 C が債権者になる。その一方で、債務者 B は譲受人 C の主観的態様が知・重過失不知のときは履行の拒否又は譲渡人 A への弁済の抗弁を主張できる。このことから、債務者 B は、譲受人 C の主観的態様を判断しなければならないという問題が生ずることになる。債務者 B に生ずる、このような問題を解消するために規律したもので妥当な新設といえる。

注

- (1) 部会資料 74A 7頁。
- (2) 部会資料 78B 10頁、11頁。
- (3) 部会資料 81—3 1頁。
- (4) 部会資料 83—2 23頁。
- (5) 部会資料 84—2 4頁。

(二) 譲渡制限の意思表示付き債権の移転と譲渡人の破産

改正民法 466 条の 3 は譲渡禁止の意思表示付き債権が譲渡され、譲渡人が破産した場合について、譲受人が譲渡禁止特約につき知又は重過失不知であっても、債務者に債権の全額に相当する金銭を供託させることができ、債務者は譲渡人に供託の通知をし、供託した金銭は譲受人に限り、還付請求できると新設規律している。

(i) 譲渡制限の意思表示付き債権の譲渡の場合における譲渡人の破産規律についての改正経緯 ①部会資料 55 では「第 3、1(4) 上記(3)に該当する場合であっても、次に掲げる事由が生じたときは、債務者は、譲渡制限特約をもって譲受人に対抗することができないものとする。ウ 譲渡制限特約がある債権の譲受人がその債権譲渡を第三者に対抗することができる要件を備えた場合において、譲渡人について破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の決定があったこと。」と新設提案している。

②部会資料 58 第 18、1(4)ウでも、同旨の提案がなされている。そして、部会資料 58 の概要⁽¹⁾では「譲渡人の受領権限を破産管財人等が承継すると、譲渡制限特約付債権は破産財団等に帰属しないにもかかわらず、譲受人が債権全額の回収を受けることができなくなるおそれが生じ、譲受人の保護に欠けることになる一方で、譲渡人からその破産管財人等が受領権限を承継するのであるから、債務者にとっては、弁済の相手方を固定する債務者の利益はもはや失われている場合であると評価することができることを考慮したものである。」と説明している。

③中間試案では、「第 19、1(4) 上記(3)に該当する場合であっても、次に掲げる事由が生じたときは、債務者は、譲渡制限特約をもって譲受人に対抗することができないものとする。この場合において、債務者は、当該特約を譲受人に対抗することができなくなった時まで（ウについては、当該特約を対抗することができなくなったことを債務者が知った時まで）に譲渡人に対して生じた事由をもって譲受人

に対抗することができるものとする。ウ 譲受人がその債権譲渡を第三者に対抗することができる要件を備えた場合において、譲渡人について破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の決定があったこと。」と規律提案している。この譲渡人の破産の場合には悪意重過失譲受人に対して譲渡禁止特約を対抗できないとする例外規律について、中間試案の補足説明では⁽²⁾ 本文(4)ウは、譲渡人について倒産手続開始の決定があった場合に、「倒産手続を通じて回収しなければならない」とすると、譲受人が債権額全額の回収をすることができないおそれがあるが、譲受人は譲渡人の一般債権者に対して、譲渡制限特約付債権が自らの責任財産に帰属することを対抗することができることを考慮すれば、このような事態を避ける必要がある。」また「譲渡人について破産手続開始の決定があった場合には、破産管財人が譲渡人の受領権限を承継する結果、破産管財人が債権を回収して譲受人に引き渡さなければならないことになると考えられるが、破産管財人が譲受人のためにこのような事務負担を強いられることを疑問視する見解がある。」他方「譲渡人について破産手続開始又は更生手続開始の決定があったときは、もはや債務者は元の債権者である破産者又は更生会社に対して債務を履行することができなくなるから、弁済の相手方を固定する債務者の利益はもはや失われていると評価することができる。また、譲渡人について再生手続開始の決定があった場合には、再生債務者に対して直ちに債務を履行することができなくなるわけではないものの、債務の履行をすることができなくなる可能性があることを踏まえれば（民事再生法 76 条 2 項、3 項参照）、債権の譲受人の利益を犠牲にしてまで債務者の利益を保護する必要性が失われていると評価することが可能であるという点を考慮したものである。」と説明している。

④部会資料 74A では⁽³⁾、中間試案では、「譲渡制限特約付債権が悪意又は重過失の譲受人に譲渡された場合であっても、その譲受人が第三者対抗要件を具備していれば、譲渡人について破産手続開始の決定等があったときや譲渡人の債権者が譲渡制限特約付債権を差し押さえたときには、債務者は譲受人に対して譲渡制限特約を対抗することができなくなる旨の規定を設ける考え方が取り上げられていた（中間試案第 18、1(4)ウ、エ参照。）」「これらの場合には、譲渡がなければ債務者は譲渡人以外の者に対して弁済をしなければならない場面であって、弁済の相手方を固定するという債務者の利益が失われていると評価することができることと、破産手続開始の決定があった場合のように譲渡人の資力が悪化している場合に、譲受人が

その債権を譲渡人の他の債権者に優先して回収し得ることが担保されていることは、資金調達円滑化という観点からは不可欠であるとの指摘があることを理由とするものであった。」しかし、「譲渡人についての破産手続開始の決定があったことなど、債務者とは関係のない事由が生じたことによって、弁済の相手方を固定することについての債務者の利益が奪われるのは不当であるということや、譲渡制限特約を付していても、譲渡人について破産手続開始の決定があったこと等の事由が生じた場合に備えて、第三者対抗要件具備の先後を把握し、管理しておかなければならないという負担が増えるが、これでは譲渡禁止特約によって従来保護されてきた債務者の利益が引き続き保護されるとは言い難いということなど」強く反対する意見が少なくなかった。そこで、「部会資料 74A では、中間試案第 18、1(4)ウ、エの規律を設ける考え方は取り上げていない。」しかし、「債権譲渡による資金調達の促進に資する規定を設けることを強く求める意見も少なくないという状況を踏まえると、これに代わる規律を設けることの可否を更に検討する必要があるように思われる。」と指摘している。

⑤部会資料 78B では、当事者間の特約（譲渡制限特約）によって債権譲渡の効力は妨げられないという考え方（部会資料 74A 参照）を採用する場合に、「第 3、1(3) 譲渡制限特約が付された金銭債権が悪意又は重過失の譲受人に譲渡された場合において、譲渡人について破産手続開始の決定があったときは、その譲渡を第三者に対抗することができる譲受人は、債務者にその譲渡された金銭債権の全額を供託させることができる。この場合においては、上記(2)イ及びウの規定を準用する。」との検討提案をしている。部会資料 78B の検討⁽⁴⁾では、「譲渡人について破産手続開始の決定がされているときには、その後に債務者が破産管財人に対して弁済すると、その金銭の引渡請求権は財団債権として保護されるとしても、譲受人が全額の回収をすることができないおそれがあることが資金調達の際に問題となり得ると指摘されている。」この点について「中間試案では、破産手続開始の決定等があった場合には、債務者が譲受人に対して弁済しなければならなくなるという規律を設ける考え方が取り上げられていたが（中間試案第 18、1(4)ウ、エ）、これに対しては、譲受人が第三者対抗要件を最初に具備したかどうかを判断する負担を債務者が負うのは妥当でないとして反対する意見があり、この考え方を採用することは困難であることを前提に、部会資料 74B では、別の方策として複数の考え方が

取り上げられるなど、中間試案の考え方に代わる規律の在り方について、更に検討がされてきた。」部会資料 74A の考え方における譲受人は、譲渡された債権は自らの責任財産に帰属することを主張することができるが、一定の事由が生ずるまでは自ら債権を取り立てることができない。これは、担保権を設定した財産について他の債権者に優先することができる立場にある担保権者に類似する立場にあると言える。」「債権質については、民法 366 条 3 項において、債権回収が困難とならないようにするために質権者が供託をさせることができるとされており、この規定を参照し、譲渡制限特約付債権が譲渡された場合についても同様の規律を設けることによって、譲受人の保護を図ろうとするものである。」「本文(3)の規律を設けた場合には、中間試案に寄せられた批判と同様に、債務者において第三者対抗要件を具備した譲受人の有無を判断しなければならないという負担を負うことになるのではないかという批判があり得る。」しかし「本文(3)の規律の対象となるのは、譲受人から供託の請求があった場合であり、その請求の前提として、譲受人は自らが第三者対抗要件を具備した譲受人であることを立証しなければならないので、中間試案の考え方と比べて、債務者の管理の負担は比較的軽いものと考えられる。」「このほか、中間試案の考え方に対しては、譲受人に対して直接弁済をしなければならないことへの批判もあったが、この点も供託という方法を活用することによって解消されているといえる」と説明している。改正民法 466 条の 3 は、部会資料 78B 第 3、1(3)の規律提案の文言を整理して維持している。

⑥部会資料 81—3 では「第 2、1(3) イア(ア) (譲渡制限付き金銭債権の譲渡) に規定する場合において、譲渡人について破産手続開始の決定があったときは、(1) イ (悪意・重過失の譲受人) の規定にかかわらず、債権者 (その金銭債権の全額を譲り受けた者であって、その金銭債権の譲渡につき第三者に対抗することができるものに限る。) は、債務者にその金銭債権の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託させることができる。この場合においては、ア(イ)及び(ウ)の規定を準用する。」と規律提案している⁽⁵⁾。

⑦部会資料 83—2 では「第 19、1(3) イア(ア) に規定する場合において、譲渡人について破産手続開始の決定があったときは、(1) イの規定にかかわらず、債権者 (その金銭債権の全額を譲り受けた者であって、その金銭債権の譲渡につき第三者に対抗することができるものに限る。) は、債務者にその金銭債権の全額に相当す

る金銭を債務の履行地の供託所に供託させることができる。この場合においては、ア(イ)及び(ウ)の規定を準用する。」と規律提案している⁽⁶⁾。部会資料81—1及び部会資料83—2では、債務者の供託規律と同一条文で規律することを提案されているが、改正民法は466条の2と466条の3に別けて規律している。

⑧部会資料84—2では「第19 1(3)イア(ア)に規定する場合において、譲渡人について破産手続開始の決定があったときは、譲受人(ア(ア)の債権の全額を譲り受けた者であって、その債権の譲渡を債務者その他の第三者に対抗することができるものに限る。)は、譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかったときであっても、債務者にその債権の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託させることができる。この場合においては、ア(イ)及び(ウ)の規定を準用する。部会資料84—2の説明⁽⁷⁾では「要綱仮案第19の1(3)イの規律は、譲受人が悪意又は重過失であって、債務者に対して直接履行を請求することができないときに機能するものである。善意かつ無重過失の譲受人についてもこの規律による供託請求をすることは排除されていないが、これは、善意かつ無重過失の譲受人が供託請求をすることは実際上想定されない上、仮に供託請求がされたとしても債務者は譲受人に履行をすれば免責されるのであるから、特に不都合はないことを考慮したものである。」しかし、「この規律が実際上機能する場面は譲受人が悪意又は重過失であるときであるにもかかわらず、そのことが分かりにくいという問題があることから、要綱仮案の「(1)イの規定にかかわらず」の文言を削除した上で、「譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかったときであっても」という文言を加えることとし」と説明している。

(ii)「譲渡制限の意思表示」付き金銭債権の移転と債務者の供託規律の改正経緯における規律構成 譲渡人(債権者)Aが譲受人Cに譲渡制限の意思表示付き金銭債権を譲渡した後に、Aにつき破産手続開始決定があったときのCと債務者B間の特則規律ともいえる。すなわち、譲渡制限の意思表示付き金銭債権譲渡の改正提案では、原則規律として、A・C間の債権移転契約(譲渡契約)によりCは有効に債権を取得することになるが、Bは知又は重過失不知のCに対しては履行の拒否又はAへの弁済の主張(抗弁)ができることになる。このためAにつき破産手続開始決定があったときでも、Bがこのような主張(抗弁)をすると、知又は重過失不知のCは、Aの破産管財人によって、破産手続によってBから回収するしかない。

この結果、Cが債権を取得しているにも係らず全額の回収が得られるかどうか分からないという不都合が生じることになる。このことから、部会資料55、58及び中間試案では、Aにつき破産手続開始決定があったときは、Bは、対抗要件を具備した悪意又は重過失のCに対し「譲渡制限の意思表示」を対抗できないと規律提案していた。この規律提案は「対抗構成」によって、Aにつき破産手続開始決定があったとき、Cに生ずる不利益に対応するものといえる。この結果、Bは、悪意又は重過失のCに履行の拒否を対抗できないことになり、悪意又は重過失のCはBから直接支払を受けることができることになる。このことにより、Bの「譲渡制限の意思表示」により債権者を固定するという利益が損なわれることになるが、Aにつき破産手続開始決定があったときは、弁済の相手方を固定する債務者の利益はもはや失われていると評価することができるとしている。また、このような「対抗構成」規律では、Cが対抗要件を具備した者であるかどうかを、Bが判断しなければならないという不利益が生ずることになるとの指摘がなされている。そこで、部会資料78B、81—3、83—2、84—2では、Aにつき破産手続開始決定があったときは、知又は重過失不知のCであっても、対抗要件を具備しているときは、Bに供託させることができると規律提案している。このような規律提案は、規律構成としては、部会資料55、58及び中間試案での「対抗構成」による規律提案では、Aにつき破産手続開始決定があったときのC・Bの関係を適正に規律することができないことから、改正前民法366条3項を参照してAにつき破産手続開始決定があったときのC・Bの関係を適正に規律するために、CがBに供託させることができるとするものと解される。このような規律思考は、譲渡人（債権者）A・譲受人C・債務者Bの三者が関与する債権移転取引の規律において、Aが破産したとき、CとBとの法的関係を、どのように規律するのが債権移転取引規律として適正であるかの観点から、その規律を思考する必要であるとする多角法理と同旨ということになる。

注

- (1) 部会資料58 90頁。
- (2) 商事法務編・民法（債権関係）の改正に関する中間試案の補足説明（商事法務・2013年）237頁。
- (3) 部会資料74A 13頁。
- (4) 部会資料78B 11頁。
- (5) 部会資料81—3 1頁。

- (6) 部会資料 83—2 23 頁。
- (7) 部会資料 84—2 4 頁。

(ホ) 譲渡制限の意思表示付き債権の差押え規律 改正民法 466 条の 4 は、譲渡禁止の意思表示付き債権の差押えについて、強制執行をした差押債権者に対しては 466 条 3 項を適用しないとし (1 項)、譲受人その他の第三者が譲渡禁止の意思表示につき知又は重過失不知の場合において、その債権者が強制執行をしたときは、債務者は、その債権の履行を拒むことができ、かつ、譲渡人に対する弁済その他の債務を消滅させる事由を、差押債権者に対抗できる (2 項)。と新設規律している。

(イ) 譲渡制限の意思表示付き債権の差押え規律についての改正経緯 ①部会資料 37 では「第 1(2)イ譲渡禁止特約付債権については、差押債権者が譲渡禁止特約の存在について悪意〔又は重過失〕である場合でも、差し押えすることができ、かつ、転付命令によって移転することができるとする判例法理を明文化するものとしてはどうか。」と検討提案している。部会資料 37 の補足説明⁽¹⁾では「譲渡禁止特約に違反する債権の譲渡が無効であるとすれば、譲渡禁止特約のある債権を差し押さえることができ、転付命令により債権を移転させることができるかという点が問題となり得る。」判例⁽²⁾は「私人間の合意により差押禁止財産を作成することを認めるべきではないことから、譲渡禁止特約付債権についても、転付命令による債権の移転を認めるべきであるとしている。この判例法理に対しては、特に異論は見られない。」第 7 回会議でも「これに対して特に異論はなかったとしている。」と説明している。

②部会資料 55 では、「第 3、1(4) 上記 (3) に該当する場合であっても、次に掲げる事由が生じたときは、債務者は、譲渡制限特約をもって譲受人に対抗することができないものとする。エ 譲渡制限特約がある債権の譲受人がその債権譲渡を第三者に対抗することができる要件を備えた場合において、譲渡人の債権者が当該債権を差し押さえたこと。」「第 3、1(5) 譲渡制限特約のある債権が差し押さえられたときは、債務者は、当該特約をもって差押債権者に対抗することができないものとする。」と提案している。

③部会資料 58 第 18、1(4)エ及び部会資料 55 第 3、1(4) と同旨の提案をしている。部会資料 58 の要旨⁽³⁾では、「譲渡制限特約付債権が差し押さえられると、本

来、債務者は特約を対抗することができず（本文(5)）、特約によって保護されるべき債務者の利益が失われたと評価することができる一方で、差押えされる局面においては、譲受人が債権全額を回収することができないおそれがあるため、譲受人を保護する必要性が高い点を考慮したものである。」と説明している。

④中間試案では「第 18、1(4) 上記(3)に該当する場合であっても、次に掲げる事由が生じたときは、債務者は、譲渡制限特約をもって譲受人に対抗することができないものとする。この場合において、債務者は、当該特約を譲受人に対抗することができなくなった時まで・に譲渡人に対して生じた事由をもって譲受人に対抗することができるものとする。エ 譲受人がその債権譲渡を第三者に対抗することができる要件を備えた場合において、譲渡人の債権者が当該債権を差し押さえたこと。（注1）上記(4)エについては、規定を設けないという考え方がある。」及び「(5) 譲渡制限特約のある債権が差し押さえられたときは、債務者は、当該特約をもって差押債権者に対抗することができないものとする。（注2）民法 466 条の規律を維持するという考え方がある。」と規律提案している。この中間試案の補足説明⁽⁴⁾では「本文(4)エは、譲受人に劣後する差押債権者が譲渡制限特約付債権を差し押さえた場合に、譲受人に対して譲渡制限特約を対抗することができないとするものである。譲渡制限特約付債権が差し押さえられると、本来、債務者は特約を対抗することができず（本文(5)）、特約によって保護されるべき債務者の利益が失われたと評価することができる一方で、差押えがされる局面においては、譲受人が債権全額を回収することができないおそれがあるため、譲受人を保護する必要性が高い点を考慮したものである。」と説明している。なお、概要⁽⁵⁾では「本文(5)は、譲渡制限特約付債権が差し押さえられたときは、債務者は、特約を差押債権者に対抗することができないことを明らかにするものであり、判例法理⁽⁶⁾の実質的な内容を維持する趣旨である。以上に対して、このような民法 466 条の改正は、譲渡人の債権者の債権回収に悪影響を及ぼすおそれがあるとして、同条を維持すべきであるという考え方があり、これを（注2）で取り上げている。」と説明している。

⑤部会資料 74A では「第 1、1(4) 上記(2)の特約のある債権に対して強制執行がされたときは、債務者は、その特約を差押債権者に対抗することができない。ただし、上記(2)の特約のある債権が悪意又は重大な過失のある譲受人に譲渡された場合において、その譲受人の債権者によって当該債権に対して強制執行がされたとき

は、この限りでない。」と規律提案している。部会資料74Aの説明⁽⁷⁾では「素案(4)本文は、判例⁽⁸⁾の実質的な内容を維持する趣旨で、譲渡制限特約付債権について強制執行がされたときは、債務者は、譲渡制限特約を差押債権者に対抗することができないことを明らかにしている。」「中間試案では、この規律素案(4)が適用される場面を「譲渡制限特約のある債権が差し押さえられたとき」と表現していたが、判例⁽⁹⁾は、強制執行により差押えがされた場合に関するものであり、担保権の実行によって差押えがされた場合には妥当しないものであるという一般的な理解を明確化する趣旨で、素案(4)では、「譲渡制限特約のある債権に対して強制執行がされたとき」と表現を改めている。」また「このたたき台のように、当事者間の特約によって債権譲渡を無効とすることはできないという考え方を採ると、譲渡制限特約付債権が悪意又は重過失の譲受人に譲渡された場合において、当該譲受人の債権者がその譲渡制限特約付債権に強制執行をしたときの法律関係が問題となる。」「素案(4)ただし書はこの問題を取り上げるものであるが、差押債権者に、執行債務者である譲受人が有する権利以上の権利が認められるべきではないと考えられるため、債務者が譲受人に対して譲渡制限特約を対抗することができる場合には、差押債権者に対してもこれを対抗することができることとしている。」として中間試案の改正点を説明⁽¹⁰⁾している。

⑥部会資料74Bでは⁽¹¹⁾、「担保権の実行時に譲受人（担保権者）による直接の引渡請求を可能とする考え方について中間試案第1、1(4)ウ、エは譲渡人の無資力のリスクを譲受人が回避することができるところにある。」「担保権の実行としての差押えがあったときに、譲受人（担保権者）が債務者（第三債務者）から直接取り立てることができるようにするのも、譲渡人の無資力のリスクの回避を可能とすることを目的とするものと考えられるので、この内容について以下検討する。」「部会資料74A第1、1の規律は担保権の設定にも適用されるので、譲渡制限特約が付された債権について担保権の設定を受けた悪意又は重過失の担保権者は、担保権を実行して、その債権を差し押さえても、第三債務者は履行を拒絶することができることになる。担保権の実行の場合には、譲受人（担保権者）が譲渡人（債務者）に対して必ず被担保債権を有しているので、担保権の実行時には債権者代位権の要件を充足していることが多い。このため、現行法の下でも、譲渡禁止特約について悪意又は重過失の譲受人に対して債務者が特約を対抗することができる場合であって

も、譲受人は、被担保債権を被保全債権として債権者代位権を行使することによって、直接債務者（第三債務者）から取り立てることが可能である。」また「譲受人（担保権者）が債権者代位権を行使するのみであれば、債務者（第三債務者）は譲渡人に対して弁済をすることが可能であるが、譲受人（担保権者）が被担保債権を被保全債権として、譲渡制限特約付債権に仮差押えをすることによって、譲渡人（債務者）への弁済をすることもできなくなる。」このように「担保権の実行としての差押えがあったときに譲渡制限特約を対抗することができないとする規律を設けることは、現在でも譲受人（担保権者）が債権者代位権を行使した上で、被代位権利について仮差押えをするという別の法律構成によって事実上可能であることを担保権の実行という手続を採る場合についても可能とするものだから、現在に比して、債務者（第三債務者）の利益を損なうとはいえない。」また「債務者（第三債務者）は、執行供託をすることによって債務を免れることも可能である（民事執行法 193 条 2 項、156 条）。」他方「部会資料 74A 第 1、1 の考え方を採用して民法 466 条を改正した場合には、譲渡人は債務者に対して履行請求をする権限を失うため、譲受人は、有効に担保権を設定している債権を被代位権利として債権者代位権を行使することができなくなるという解釈が成り立ち得る。このため、引き続き債権者代位権の行使が可能であるから、担保権の実行の場合に特約を対抗することができない旨の規定を設けなくてよいということにはならず、譲受人（担保権者）の利益保護のためには新たにこのような規定を設ける必要性があると考えられる。」この考え方は「真正譲渡について適用される余地がないので、債権譲渡による資金調達の促進という目的を完全に達成することはできない。中小企業の資金調達の場面では真正譲渡よりも担保の設定のほうが多いと言われることからすれば、中小企業の資金調達にとっては利点があるとバランスを失っているという批判があり得る。」また「この考え方は、担保権の実行による差押えがあった場合に適用される規律を設けようとするものであるので、債権質については適用されるが、譲渡担保については適用の余地がない。」なお「この考え方を更に進めて、当事者間の特約によって担保権の設定を制限することはできない旨の規律を設けるべきであるという意見もパブリック・コメントの手続には寄せられている。」と説明している。

⑦部会資料 83—2 では「第 19、1(4) 譲渡制限の意思表示が付された債権の差押えについて、次のような規律を設けるものとする。ア (1) イの規定は、その債権に

対して強制執行をした差押債権者に対しては適用しない。イアの規定にかかわらず、譲渡制限の意思表示があることを知り、又は重大な過失により知らなかった第三者の債権者によって、その債権に対して強制執行がされたときは、債務者は、その債務の履行を拒むことができるほか、譲渡人に対する弁済その他の当該債務を消滅させる事由をもって差押債権者に対抗することができる。」と規律提案している。改正民法466条の4は、基本的には、この規律提案を採用している。部会資料83—2の解説⁽¹²⁾では「改めて検討したところ、従前の案のイによれば、担保権者が差し押さえた場合にも、債権譲渡制限特約を対抗することができないことになってしまうが、これでは、判例⁽¹³⁾の実質的な内容を明文化するものとはならず、内容としても適当ではないと考えられる。そこで、この要綱仮案（案）では、「債権に対して強制執行をした差押債権者」という限定をすることとしたとし、担保権者による差押との区別を明確にするよう改正したとしている。また、「素案イについては、素案アとの関係を明確化する観点から、『アの規定にかかわらず』という文言を加えることとした。」としている。

⑧要綱仮案では、「第19、1(4)ア(1)イの規定は、その債権に対して強制執行をした差押債権者に対しては適用しない。イアの規定にかかわらず、譲渡制限の意思表示があることを知り、又は重大な過失により知らなかった第三者の債権者によって、その債権に対して強制執行がされたときは、債務者は、その債務の履行を拒むことができるほか、譲渡人に対する弁済その他の当該債務を消滅させる事由をもって差押債権者に対抗することができる。」と規律提案している。

(ii) 譲渡制限の意思表示付き債権の差押え規律についての改正経緯における規律構成 債権者A・債務者B間で譲渡制限の意思表示が付された債権をEが差押えたとき、BとEの関係をどのように規律するか。すなわち、BがEに対して「譲渡制限の意思表示」を付したことによる債権者の特定の利益を主張することができるか否かについての規律が問題となる。そこで、まず、譲渡制限の意思表示が付された債権の差押えの効力自体が問題となるが、改正案では、私人間で差押え禁止債権を作り出すことはできないとする判例⁽¹⁴⁾を踏襲するとしていることから、Eによる差押え、転付命令は有効であることを前提としてB・E関係を規律することになる。このことを前提として、改正案では①A（債権者・譲渡人）に帰属する譲渡制限の意思表示付き債権に対する強制執行をした差押債権者が知又は重過失不知の

Eであっても、Bは履行拒否または譲渡人への弁済の抗弁を「対抗」することができないとしている。改正民法466条の4第1項で採用されている。②A（債権者・譲渡人）に帰属する譲渡制限の意思表示付き債権の担保権者Fが差押えた場合については、中間試案までは①の場合と同様に考えられていたようであるが、部会資料74Bでの検討で譲受人よりも担保権者の方が強く保護されることになるのは妥当ではないと指摘され、部会資料83—2で修正された。このことから、Bは担保権者Fに対しては履行拒否または譲渡人への弁済の抗弁を「対抗」できることになる。③譲渡制限の意思表示付き債権がAから知又は重過失不知のCに譲渡され、Cの債権者Gが強制執行した場合は、BはGに履行拒否または譲渡人への弁済の抗弁を「対抗」できる。この場合には、知又は重過失不知CとGとは同じ立場に立つものとみるもので妥当といえる。④譲渡制限の意思表示付き債権がAから知又は重過失不知のCに譲渡された後、Aの債権者Hが差し押さえた場合について、中間試案までは、BはHに履行拒否または譲渡人への弁済の抗弁を「対抗」できないと提案していた。しかし、これについては疑問である。Cが知または重過失不知であっても、AからCへの譲渡は有効であり、このことによって譲渡制限の意思表示付き債権はCに帰属することになるから、Aの債権者Hの差押えの効力を認めることはできないといえるからである。このためか、④の場合については、改正案では取り上げられていない。これらの規律内容は債権移転取引における規律として適正といえる。ただ、改正案では「対抗構成」によっているようであるが、その内容は「譲渡制限の意思表示」についての改正者の理解としては「履行拒否または譲渡人への弁済の抗弁」の主張の可否構成とみることができる。これは、債権移転取引における債権者A・債務者B・譲受人Cに差押権者を加えての多角関係において、譲渡制限の意思表示付き債権が差押えられた場合のBと差押権者との関係について、債務者Bの「譲渡制限の意思表示」が付されていることによる債権者固定の利益の主張を認めるのか、差押権者の直接取立を認めるのか、どちらが適正規律といえるかの規律構成によっているものと解するのが妥当ではないと思われる。

注

(1) 部会資料37 8頁。

(2) 最判昭和45・4・10民集24巻4号240頁、長坂純＝川地宏行編・改正民法〔債権法〕における判例法理の射程（第一法規・令和2年）393頁（川地宏行）参照。

- (3) 部会資料 58 90 頁。
- (4) 商事法務編・民法（債権関係）の改正に関する中間試案の補足説明（商事法務・2013 年）238 頁。
- (5) 商事法務編・前掲書（補足説明）235 頁。
- (6) 前掲最判昭和 45・4・10。長坂＝川地編・前掲書 393 頁（川地）参照。
- (7) 部会資料 74A 5 頁。
- (8) 前掲最判昭和 45・4・10。長坂＝川地編・前掲書 393 頁（川地）参照。
- (9) 前掲最判昭和 45・4・10。長坂＝川地編・前掲書 393 頁（川地）参照。
- (10) 部会資料 74A 5 頁。
- (11) 部会資料 74B 13 頁、14 頁。
- (12) 部会資料 83—2 24 頁。
- (13) 前掲最判昭和 45・4・10。長坂＝川地編・前掲書 393 頁（川地）参照。
- (14) 前掲最判昭和 45・4・10。長坂＝川地編・前掲書 393 頁（川地）参照。

（ハ）譲渡制限の意思表示付き債権移転規律の検討

改正民法における譲渡制限の意思表示付き債権移転規律の内容については、前述したように預貯金債権譲渡規律（改正民法 466 条の 5）について特則を設けたことについては疑問が残るが、その他は適切な改正規律といえる。ただ、規律構成については、改正経緯では“対抗構成”が強調されている。改正民法の規律でも、条文では“対抗”の文言を使用している規律もある。このような対抗構成は、A・B の二当事者関係と C その他の関与者との 3 者関係を規律する場合の一つの規律構成である。A・B 及び A・C その他の関与者の二当事者関係規律を前提とした上で、B・C その他の関与者の二当事者関係を B の C その他の関与者に対する“対抗”として規律構成するものである。しかし、改正民法において譲渡制限の意思表示付き債権移転規律をみると、A・B で「譲渡制限の意思表示」がある場合でも A・C 間の債権譲渡の効力は妨げられないとする規律（改正民法 466 条 2 項）は、B は C に対して「譲渡制限の意思表示」を“対抗”できないことを前提としているようであるが明らかにされていない。また、B の「知又は重過失不知」譲受人 C に対する“対抗”も「譲渡制限の意思表示」の“対抗”ではなく、その内容を変容させた「履行の拒否又は譲渡人への弁済の抗弁」の対抗と規律（改正民法 466 条 3 項）されており、このような対抗の内容を改正者の判断により変容させた内容の主張規律を“対抗”構成と解してよいのかどうかという問題が残る。さらには、金銭債権譲渡のときの B による供託規律（改正民法 466 条の 2）や、A の破産手続開始の決定

があったときの C の B に対する供託請求規律（改正民法 466 条の 3）は対抗構成による規律と解することはできないのは明らかである。これらのことからすると改正民法は譲渡制限の意思表示付き債権移転規律について全体として対抗構成によっているとみることはできない。さらに注目されるのは、改正民法 466 条 2 項や 466 条の 5 は改正前民法時代のような A・B 間「譲渡制限特約」の C に対する対抗ではなく、A・B でした「譲渡制限の意思表示」の B の譲受人 C に対する対抗を観念した規律のようであり、改正民法 566 条 3 項、466 条 1 項、2 項の知・重過失不知譲受人 C に対する対抗は B の「履行拒否又は譲渡人への弁済」の対抗として規律している。このような C その他の関与者の態様によつての「対抗内容の変容」規律は、もはや“対抗”構成の破綻を意味するものといえる。

そこで、改正民法の譲渡制限の意思表示付き債権移転規律の規律構成については、A・B・C その他の三者関与による債権移転取引の規律であるとの観点に立つて規律構成するのが妥当といえる。このような規律構成は、椿の提唱する三者関与取引⁽¹⁾ 構成によるものである。このことから、債権移転規律については、三者関与取引を規律するために試みられた多角法理⁽²⁾ を援用して規律構成するのが適切ではないかということになる。すなわち、“対抗構成”のような A と B との二当事者間合意（契約）と C その他の第三者との関係としての規律とは異なり、A・B による「譲渡制限の意思表示」の存在、A・C 間の債権譲渡契約は二当事者間の意思規範により規律し、この意思規範規律を前提として、A・B・C その他の関与者の三者を取引当事者とする債権移転取引における適正規律規範による規律として構成する。

このような規律構成に立つことを前提として、改正民法をみると、A・B による「譲渡制限の意思表示」の有効性、A・C 間の債権譲渡契約を認めた上で、A・B による「譲渡制限の意思表示」は A・B・C その他の三者関与による債権移転取引の規律においては、債権移転取引の安全の観点から、B の「債権者固定の利益」のための意思表示であり、A・B の「譲渡制限特約」のように債権の譲渡性を制限するものではないとみるのが適正規律であると解し、A が「譲渡制限の意思表示」を無視して C と債権譲渡契約をしたときでも C が「不知」であるか「知又は重過失不知」であったかに係わらず A・C 間の債権譲渡契約の効力を妨げないと解して規律（改正民法 466 条 2 項）したものといえる。このことによつて、C は「不知」であ

るか「知又は重過失不知」であったかに係わらず債権を取得しBに対する取立権があることになる。また、A・Bでの「譲渡禁止の意思表示」はBによる「債権者を固定」するための意思表示であり、Aは了承しているものの「譲渡禁止特約」と異なりAを拘束するものではないから、Aが、これを無視して譲渡禁止の意思表示付債権をCに譲渡したとしても債務不履行責任は生じないことになる。ただ、Bと「知又は重過失不知」譲受人Cとの関係では、Bの「譲渡制限の意思表示」によって「弁済者を固定する利益」を保護するために、「履行の拒否又は譲渡人への弁済の抗弁」を主張できるとして規律（改正民法466条3項）したものと解される。しかし、Bが債務不履行にある場合にはBの「弁済者を固定する利益」を保護する必要はないとして「履行の拒否又は譲渡人への弁済の抗弁」を主張できないとするのが利益考慮上、債権移転取引における適正規律であるとして規律（改正民法466条4項）したものと解される。

Aについて破産手続開始の決定があったときは、A・B間で「譲渡制限の意思表示」をし「債権者を固定する利益」のあるBとCとの関係では、Cの弁済を受ける利益の確保のために、CがBに対して供託請求できると規律（改正民法466条の3）して適正を図ったものといえる。A・Bの「譲渡制限の意思表示」付き債権に対して、Aの債権者Eが強制執行をしたときは、A・Bの私人間合意では差押禁止債権を作ることとはできないとの判例理論を維持し466条3項を適用しない（改正民法466条の4第1項）として、Eの直接取立を認め、他方、A・Bの「譲渡制限の意思表示」付き債権に対して「知又は重過失不知」譲受人Cの差押債権者Fとの関係では、Bは「知又は重過失不知」譲受人Cに対すると同様に、Bの「債権者を固定する利益」を保護するために「履行の拒否又は譲渡人への弁済の抗弁」を主張して（改正民法466条の4第2項）直接取立を認めないとして規律するのが適正規律と考えたものといえる。なお、A・Bの「譲渡制限の意思表示」付き債権を目的とする担保権者Gによる差押の場合は、改正民法466条の4第1項は「強制執行した差押債権者」に限ると明記することによって適用されないものとし、A・G間での担保権設定契約におけるGは譲受人Cの立場と同様の解釈によるものとして規律しているとみられる。そして、改正経緯では、GはAに対する被担保債権に基づく代位によって対応できると解釈している。

さらに、移転する債権の性質に注目し、譲渡制限の意思表示付金銭債権をA・C

間で譲渡した場合には、Bと取立権を取得したCとの関係において、Bにより供託できると規律（改正民法466条の2）して、不都合はないと考えたものといえる。譲渡制限の意思表示付預貯金債権をA・C間で譲渡した場合には、Bと「知又は重過失不知」譲受人Cとの関係については改正民法466条3項の規定に係わらず、BはCに対する「譲渡制限の意思表示」の主張を認めると規律している（改正民法466条の5）。この結果、A・C間の債権譲渡契約が「譲渡制限の意思表示」の内容と抵触するときはA・C間での預金債権譲渡契約の効力が否定されると解される。そうだとすると、譲渡制限の意思表示付債権移転の規律に当って、「譲渡制限の意思表示」はA・B間の「譲渡制限特約」と異なり、債権の譲渡性を制限するものではないとして規律してきた規律構造と論理的に一貫しないことになる。このような状況の生ずることは、改正者の考えた“対抗構成”による場合も同様であるといえる。譲渡制限の意思表示付預貯金債権移転取引における、立法による特則として規律されているものの、「譲渡制限の意思表示」の効果内容が債権譲渡取引の原則規律と特則規律では異なるものとしての規律構成が妥当といえるかどうか疑問が残る。規律構成上、論理的に、どのように解するかが、将来的な課題といえる。

以上、改正民法の「譲渡制限の意思表示」付き債権移転規律をA・B・Cその他の三者が関与する債権移転取引とみて多角法理の観点に立って、その規律構成を試みた。このような規律構成は、改正民法では契約債権規律に当っては、“裸”の債権移転としてではなく、「契約その他の債権発生原因及び取引上の社会通念に照らして」判断するとのルールが導入されていることに適合した規律構成と解することができるのではないかとと思われる。

注

- (1) 椿寿夫「三者（多者）関与取引」とその法概念化（下）」書齋の窓 669号 25頁。
- (2) 拙稿「多角的法律関係規律のための法理形成試論」椿寿夫＝中舎寛樹編・多角的法律関係の研究（日本評論社・2012年）474頁以下参照。

（明治大学名誉教授）